1,000

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景・趣旨

少子化の急速な進行や子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

新

本県において<u>は</u>、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画として「高知県次世代育成支援行動計画<u>(こうちこどもプラン:平成17~21年度(前期計画)・平成22~26年度(後期計画)、高知家の少子化対策総合プラン:平成27~令和元年度(前期計画)</u>」を策定し、「次代を担う高知のこどもが健やかに育つための環境づくり」を目標に掲げ、子育て支援をはじめ子どもの健全育成に資する幅広い取組を進めてきました。

また、都市部を中心に大きな課題となっている保育所待機児童の問題など子育て支援が量・質ともに不足していることや、社会環境の変化に伴い、子育ての負担感や孤立感が増しているといった実情から、子育て支援の量的拡大と質の向上などを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、これらの法律に基づき平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」という。)」が本格施行されました。

新制度では、都道府県、市町村がそれぞれに事業計画を定め、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域における子育て支援の充実に向けた取組を計画的に推進していくこととなっており、本県においても、平成27年度から31年度までの5年間を第1期の計画期間とする「高知県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備や業務の円滑な実施に向けて取組を進めてきました。

こうした中、現計画を策定した平成27年度以降も、女性の就業率の上昇による共働き家庭の増加などを背景とした保育ニーズの高まりなどにより、依然として待機児童が発生しています。このような状況を受けて、保育の受け皿の整備を図る「子育で安心プラン」や、小学校に就学している全での児童の安全・安心な居場所の確保を図る「新・放課後子ども総合プラン」の取組が進められるなど、子ども・子育で支援施策の充実が図られています。また、令和元年10月からは、子育で家庭の経済的負担の軽減を図るとともに子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することを目的に、幼児教

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景・趣旨

少子化の急速な進行や子育でを取り巻く社会環境の変化に対応するため、国においては、平成15年に「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」を制定し、同年には次世代育成支援対策推進法に基づく具体的な取組方針を示す「行動計画策定指針」、また翌年6月には「少子化社会対策大綱」が策定されました。「次世代育成支援対策推進法」では、地方公共団体や企業に具体的な行動計画の策定を義務付けしています。

IΒ

本県においても、平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく5カ年の行動計画として「高知県次世代育成支援行動計画(こうちこどもプラン)」を策定し、また、平成22年3月には22年度から26年度までの5カ年の取組方針を定めた後期計画を策定して、「次代を担う高知のこどもが健やかに育っための環境づくり」を目標に掲げ、子育て支援をはじめ子どもの健全育成に資する幅広い取組を進めてきました。

<u>しかしながら、こうした取組を進める中でも少子化の進行には歯止めがかからず、</u>都市部を中心に 大きな課題となっている保育所待機児童の問題など子育て支援が量・質ともに不足していることや、 社会環境の変化に伴い、子育ての負担感や孤立感が増しているといった実情があります。

<u>こうした状況を踏まえ、</u>子育て支援の量的拡大と質の向上などを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し<u>ました。</u>

これらの法律に基づき平成27年度から施行される「子ども・子育て支援新制度」では、都道府県、 市町村がそれぞれに事業計画を定め、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域における 子育て支援の充実に向けた取組を計画的に推進していくこととなっており、本県においても、平成27 年度から31年度までの5年間を第1期の計画期間とする「高知県子ども・子育て支援事業支援計画」 を策定します。

育・保育の無償化の取組がスタートしました。

<u>こうした状況を踏まえ、令和2年度からの5年間を計画期間とする「第2期高知県子ども・子育で</u> 支援事業支援計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第62条に規定された計画です。

作成にあたっては、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて策定しています。

3. 他の計画との関係

本計画は、子育て支援に関わる下記の様々な県計画との整合を図り、調和を保ったうえで策定しています。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	86年度
	子ども・子育て支援事業支援計画 (テども・子育で支援法)		1	第1期計画				ţ	2期計画		
	次世代育成支援行動計画 《次世代育成支援対策推進法》	高知	の少子化	対策総合プ	ラン(前期計		高知家	の夕子化対	策総合プラ	ン(後期計	酉)
	ひとり親家庭等自立促進計画 (母子及び父子並びに募婚福祉法)					第三次計画					
福	障害者計画 (陳書者基本法)				高知県障	害者計画					
社 分	障害福祉計画 (第書者総合支援法)	第4期計画				第5期計画					
野	障害児福祉計画 (児童福祉法)					第1期計画					
	社会的養育推進計画 (児童福祉法等)								前期計画		
	高知家の子どもの貧困対策推進計画 (子どもの貧困対策の推進に関する法律)	第1期計画				第2期計画					
	日本一の健康長寿県構想 (地域福祉計画(社会福祉法))	第3期計画					第4第	計画			
教育	教育振興基本計画 (教育基本法)			第2期	計画			第3男	計画		
他	まち・ひと・しごと創生総合戦略 (はち・ひと・しごと創生法)			第1期計画					第2期計画		

4. 計画の策定及び推進体制、進行管理

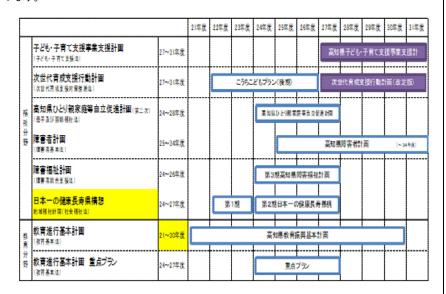
この計画は、県及び市町村の各関係部署との連携を図りながら検討し、子ども・子育て支援法第77 条第4項に規定する審議会その他の合議制の機関である「高知県子ども・子育て支援会議」の意見を 反映して策定しています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第62条に規定された計画です。 作成にあたっては、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて策定しています。

3. 他の計画との関係

本計画は、子育て支援に関わる下記の様々な県計画との整合を図り、調和を保ったうえで策定しています。



4. 計画の策定及び推進体制、進行管理

この計画は、県及び市町村の各関係部署との連携を図りながら検討し、子ども・子育て支援法第77 条第4項に規定する審議会その他の合議制の機関である「高知県子ども・子育て支援会議」の意見を 反映して策定しています。 当該計画に基づき、市町村をはじめとする様々な関係団体等と連携し総合的な子ども・子育て支援を 着実に推進していくとともに、計画の進行管理についても、「高知県子ども・子育て支援会議」の意見 を聞きながら、適切に点検・評価を行っていきます。

5. 計画の基本理念と子ども・子育て支援の視点

本計画では、すべての子ども達の健やかな成長に向けて、以下の基本理念と視点を基本姿勢に位置付けて、取組を進めていきます。

(1)計画の基本理念

子どもたちが安心して育まれるとともに、将来、社会の一員として自ら の責任を果たしながら周囲の人々と力を合わせ幸せに暮らし、自分の人生 を豊かにしていける社会の実現に取り組みます。

また、家庭においては保護者がしっかりと子どもと向き合い、子どもの成長に喜びを感じながら子育てしていける社会の実現を目指します。

(2)子ども・子育て支援の視点

子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子育ての第一義的責任者である保護者がその責任を果たすことや子育ての権利を享受することができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要です。本県では、次の5つの視点を大切にして取り組みます。

① 子どもの育ちの視点

乳幼児期から学童期までそれぞれの子どもの発達の特性を十分に理解し、発達の実情に応じた子育 て支援に取り組みます。

生理的、心理的な諸条件や生育環境の違いにより、子どもたち一人一人の個人差が大きいこの時期 において、それぞれの健やかな育ちを保障するためには、子どもたちが愛情豊かな保護者やまわりの 大人とのかかわり合いを通じて、安心して豊かな活動を展開できる環境づくりに取り組みます。

当該計画に基づき、市町村をはじめとする様々な関係団体等と連携し総合的な子ども・子育て支援を 着実に推進していくとともに、計画の進行管理についても、「高知県子ども・子育て支援会議」の意見 を聞きながら、適切に点検・評価を行っていきます。

5. 計画の基本理念と子ども・子育て支援の視点

本計画では、すべての子ども達の健やかな成長に向けて、以下の基本理念と視点を基本姿勢に位置付けて、取組を進めていきます。

(1)計画の基本理念

子どもたちが安心して育まれるとともに、将来、社会の一員として自らの責任を果たしながら周囲の人々と力を合わせ幸せに暮らし、自分の人生を豊かにしていける社会の実現に取り組みます。

また、家庭においては保護者がしっかりと子どもと向き合い、子どもの成長に喜びを感じながら子育てしていける社会の実現を目指します。

(2)子ども・子育て支援の視点

子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子育ての第一義的責任者である保護者がその責任を果たすことや子育ての権利を享受することができるよう、 子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要です。 本県では、次の5つの視点を大切にして取り組みます。

① 子どもの育ちの視点

乳幼児期から学童期までそれぞれの子どもの発達の特性を十分に理解し、発達の実情に応じた子育 て支援に取り組みます。

生理的、心理的な諸条件や生育環境の違いにより、子どもたち一人一人の個人差が大きいこの時期 において、それぞれの健やかな育ちを保障するためには、子どもたちが愛情豊かな保護者やまわりの 大人とのかかわり合いを通じて、安心して豊かな活動を展開できる環境づくりに取り組みます。

② 親やその他の保護者の育ちの過程を支援する視点

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての 青任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となることです。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育でに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保 護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや 子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように支援します。

③ サービスの質と量の充実の視点

全ての家庭及び子どもを対象として、地域の二一ズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量 両面にわたり充実するよう取り組みます。

また、子どもたちの成長に応じた質の高い教育・保育及び子育で支援が提供されるためには、保育 教諭、幼稚園教諭、保育士等、子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修 等によりその専門性の向上を図ります。

④ 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の視点

安心して、妊娠・出産・子育てができるよう支援するために必要な関係機関との連携等を推進します。

支援にあたっては、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行います。 また、困難を抱え支援を必要とする子どもやその保護者に対して、関係機関が連携・継続して切れ 目のない支援を行います。

⑤ 地域社会で支え合う視点

父母やその他の保護者が子育ての責任を有していることを前提としつつ、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

子どもの最善の利益の実現を念頭に、家庭・学校・地域・事業所など子どもを取り巻く地域社会が 一体となり世代を超えて子育てを支え合う地域社会を目指します。

② 親やその他の保護者の育ちの過程を支援する視点

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての 青任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となることです。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育でに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保 護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育でや 子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように支援します。

③ サービスの質と量の充実の視点

全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実するよう取り組みます。

また、子どもたちの成長に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されるためには、保育 教諭、幼稚園教諭、保育士等、子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修 等によりその専門性の向上を図ります。

④ 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の視点

安心して、妊娠・出産・子育でができるよう支援するために必要な関係機関との連携等を推進します。

支援にあたっては、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行います。 また、困難を抱え支援を必要とする子どもやその保護者に対して、関係機関が連携・継続して切れ 目のない支援を行います。

⑤ 地域社会で支え合う視点

父母やその他の保護者が子育ての責任を有していることを前提としつつ、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

子どもの最善の利益の実現を念頭に、家庭・学校・地域・事業所など子どもを取り巻く地域社会が 一体となり世代を超えて子育てを支え合う地域社会を目指します。 新

第2章 制度の概要及び県内の子育て支援の状況

1.子ども・子育て支援新制度における各事業の全体像

「子ども・子育て支援新制度」は、我が国の子ども達や子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援などの量的拡充・質の向上を計画的に進めていく制度であり、平成27年4月から本格的に始まりました。

この制度への移行により、保育所待機児童の解消に向けた取組や認定こども園制度の改善、地域の 子育て支援の充実などを図っています。

具体的な事業は市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付事業を実施しています。

(1)教育・保育事業の給付の概要と仕組み

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」が創設され、この2つの給付制度に基づいて、 各制度間で異なっていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等に対する財政支援の仕組みが共通化されました。



第2章 制度の概要及び県内の子育て支援の状況

1.子ども・子育て支援新制度における各事業の全体像

「子ども・子育て支援新制度」は、我が国の子ども達や子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援などの量的拡充・質の向上を計画的に進めていく制度であり、平成27年4月から本格的に始まります。

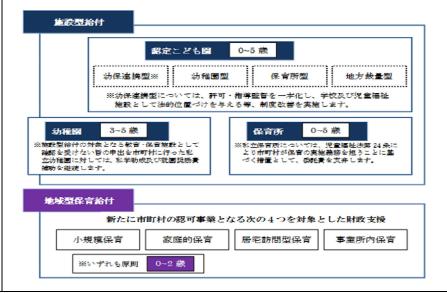
IΒ

この制度への移行により、保育所待機児童の解消に向けた取組や認定こども園制度の改善、地域の 子育て支援の充実などが図られます。

具体的な事業は市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付事業を実施します。

(1)教育・保育事業の給付の概要と仕組み

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」が創設され、この2つの給付制度に基づいて、 各制度間で異なっていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等に対する財政支援の仕組みが共通化され<u>ます</u>。



(2) 施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、 以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が 行われます。

器定区分	給付内容	利用定員を設定し、給付を受 ける施設・事業
1号認定子ども 湯湯以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	●教育標進時間⇒	幼稚園
[子ども・子育で支援法第19条第1項第1号]		認定こども国
2号認定子ども 漫ぶ歳以上の小学校就学前の千どもであって、保護者の労働又は疾病その	●保育短時間	保資所
他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが 困難であるもの [千岁も・千宵で支援法第19条第1項第2号]	●保育標準時間	認定こども関
3号認定子ども		保育所
満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾得その 他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが 田難であるもの	●保資短時間 ●保育標準時間	認定こども国
旧雑じののもの [手ども・千賞で支援法第19条第1項第3号]		小規模保資等

*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

(3)子育てのための施設等利用給付の概要

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化に伴い「子育てのための施設等利用給付」が創設され、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園や認可外保育施設等であって市町村の確認を受けた施設を対象に、要件を満たした子どもが利用した際に費用が支給され、子育て家庭の経済的負担の軽減が図られています。

施設等利用給付 対象施設 認可外保育施設等 幼稚園(新制度未移行)※1 ·認可外保育施設※2 一時預かり事業 特別支援学校の幼稚部 · 病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 預かり保育事業 ※1 施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町村に行った私立幼稚園 ※2 認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出がどれ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで 足りる経過措置が設けられている。 支給要件 以下のいずれかに該当する子どもであって市町村の認定を受けた者 ○3歳から5歳まで(小学校就学前)の子ども ○○歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

(2) 施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、 以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が 行われます。

裁定区分	能付内容	利用定員を設定し、給付を受 ける施設・事業
1号認定子ども	◆教育標進時間÷	幼稚園
満3歳以上の小学校教学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育で支援法第19条第1項第1号]	● 53. (4. 42 (4. 12	認定こども関
2号認定子ども 潰ぶ歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その	●保育短時間	条育所
他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが 困難であるもの [千岁も・千宵で支検法第19条第1項第2号]	●保育標準時間	認定こども圏
3号認定子ども		保育所
漢波未満の小学校姓学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その 他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが 困難であるもの	●保資短時間 ●保資標準時間	認定こども関
四種であるもの [千ども・千宵で支援法第19条第1項第3号]		小規模保育等

*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

(4) 子育てのための施設等利用給付の支援を受ける子どもの認定区分

「幼稚園 (新制度未移行)」「幼稚園の預かり保育」「認可外保育施設」等を利用している場合、施設等利用給付の対象となるために、以下の3つの認定区分が設けられてます。

認定区分	支給に係る施設・事業
<u>満3歳以上</u> の小学校就学前の子どもであって、 <u>新2号認定子ども・新3号</u> <u>認定子ども以外</u> のもの(新1号認定ごとも) (第30条の4第1号)	幼稚園 特別支援学校等
満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(新2号認定子ども) (第30条の4第2号) 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの(新3号認定子ども) (第30条の4第3号)	認定こども園、幼稚園、特別支援学校(満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号) 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

(5) 地域子ども・子育て支援事業

各市町村が地域の実情に応じて実施する次の事業についても新制度に位置付けられ、市町村が主体となり、地域のニーズに応じた妊娠期からの子育て支援の確保に向けて、計画的な取組が進められます

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- 9延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ①放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ③多様な事業者の参入促進・能力活用事業

<u>(3)</u>地域子ども・子育て支援事業

各市町村が地域の実情に応じて実施する次の事業についても新制度に位置付けられ、市町村が主体 となり、地域のニーズに応じた妊娠期からの子育て支援の確保に向けて、計画的な取組が進められま す。

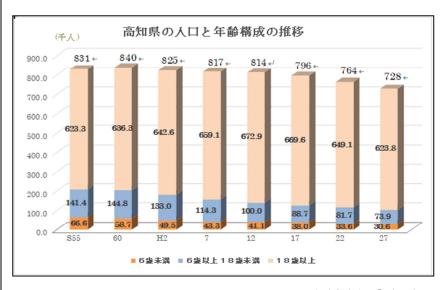
- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ①放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- ②実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑩多様な事業者の参入促進・能力活用事業

2. 本県の子育て支援の状況

(1) 本県の人口と出生数の推移

本県の人口は、昭和60年の840千人から減少し、平成2年からは死亡者数が出生数を上回る自然 減となりました。

子どもの人口では、平成 <u>27</u> 年には、18 歳未満人口が約 <u>104</u> 千人、6 歳未満人口が約 <u>30.6</u> 千人となっています。平成 2 年からの <u>25</u> 年間の変化を見ても、それぞれ約 <u>78</u> 千人、約 <u>19</u> 千人減少しており、総人口に占める比率でも、7.8 ポイント、1.8 ポイント低下しています。



総務省統計局「国勢調査」

高知県の子どもの人口と総人口に占める割合

(単位:人)

年	昭和 55 年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27年
総人口	831 ,275	839,784	825,034	816,704	813,949	796,292	764,456	728,276
総人口	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
a 25 2 300	66,601	58,705	49,474	43,306	41,062	38,027	33,641	30,555
6歳未満	(8.0%)	(7.0%)	(6.0%)	(5.3%)	(5.0%)	(4.8%)	(4.4%)	(4.2%)
18歳未満	207,985	203,468	182,458	157,569	1 41 ,032	126,715	115,352	104,476
10放木河	(25.0%)	(24.2%)	(22.1%)	(19.3%)	(17.3%)	(15.9%)	(15.1%)	(14.3%)

総務省統計局「国勢調査」

2. 本県の子育て支援の状況

(1) 本県の人口と出生数の推移

本県の人口は、昭和60年の840千人から減少し、平成2年からは死亡者数が出生数を上回る自然 減が始まっています。

子どもの人口では、平成<u>22</u>年には、18歳未満人口が約<u>115</u>千人、6歳未満人口が約<u>34</u>千人となっています。平成2年からの<u>20</u>年間の変化を見ても、それぞれ約<u>67</u>千人、約<u>16</u>千人減少しており、総人口に占める比率でも、7.0 ポイント、1.6 ポイント低下しています。



総務省統計局「国勢調査」

高知県の子どもの人口と総人口に占める割合

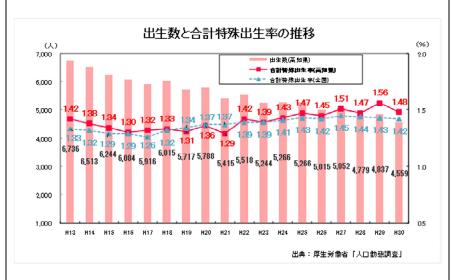
(単位:人)

年	昭和 50 年	昭和55年	昭和 60年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17年	平成 22 年
総人口	808,397	831,275	839,784	825,034	816,704	813,949	796,292	764,456
総人口	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
6歳未満	73,247	66,601	58,705	49,474	43,306	41,062	38,027	33,641
0 敗 木 河	(9.1%)	(8.0%)	(7.0%)	(6.0%)	(5.3%)	(5.0%)	(4.8%)	(4.4%)
18歳未満	207,537	207,985	203,468	182,458	157,569	1 41 ,032	126,715	115,352
18版末滴	(25.7%)	(25.0%)	(24.2%)	(22.1%)	(19.3%)	(17.3%)	(15.9%)	(15.1%)

総務省統計局「国勢調査」

本県の出生数は減少しており、本県の人口構成から見ても当面の間は出生数の減少は避けられない 状況となっています。

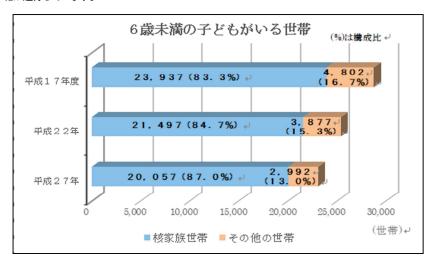
一方、合計特殊出生率は、平成21年に1.29と過去最低を記録した後、全体としては回復基調にあり、この間の伸び率は全国を上回る状況となっています。



(2) 子育て世帯の動向

平成 <u>27</u> 年の 6 歳未満の子どものいる世帯は、全体の <u>7.2</u>%で、平成 <u>22</u> 年に比べて <u>9.2</u>%減少しています。

また、平成 $\frac{27}{2}$ 年の6歳未満の子どものいる世帯の中での核家族の割合は、 $\frac{87.0}{2}$ %と高く、核家族化が進行しています。



高知県の子どものいる世帯数

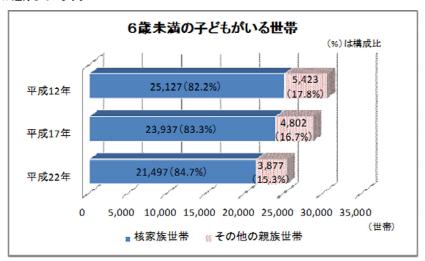
								単位	ኒ:世帯% ↔
		平成 1	7年↓	平成 2	22年↓	H17→	平成	27年4	H22→27↓
	Ļ	実数↓	構成比↓	実数↓	構成 比↓	22↓ 伸び率↓	実数↓	構成比↓	伸び率↓
-	一般世帯数↓	323,327 +	100%+	321,004 +	100% +	∆0.7%+	318,086+	100% «	∆0.9%+
	6歳未満の子どもの 1る世帯↓	28,739+	8.9% ÷ (100 %)+	25,374 +	7.9% ÷	∆11.7%+	23,049+	7.2% « (100%) «	∆9.2%∻
	核家族世帯↩	23,937+	7.4% + (83.3%) +	21,497+	6.7% + (84.7%) +	△10.2%+	20,057+	6.3% + (87.0%) +	∆6.7%∻
	その他の世帯↓	4,802 +	1.5%+ (16.7%)+	3,877 +	1.2% + (15.3%) +	△19.3%+	2,992+	0.9% ÷ (13.0%) ÷	△22.8%+

総務省統計局「国勢調査」

(2) 子育て世帯の動向

平成<u>22</u>年の6歳未満の子どものいる世帯は、全体の<u>7.9</u>%で、平成<u>17</u>年に比べて<u>11.7</u>%減少しています。

また、平成22年の6歳未満の子どものいる世帯の中での核家族の割合は、84.7%と高く、核家族化が進行しています。



高知県の子どものいる世帯数

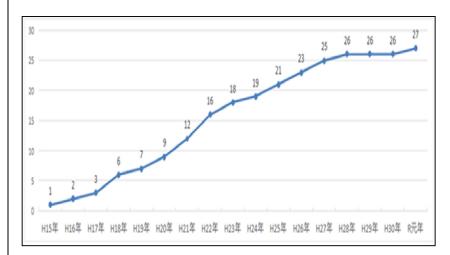
							単位	:世帯% -	
	平成1	12年↓	平成17年 ₽		H1 2→	平成2	22 年 ↩	H17→	
Ą	実数↓	構成	実数↓	構成	17 ↓	実数↵	構成	22 ↓	
	夫奴←	比↓	夫奴←	比↩	伸び率←	夫奴↔	比4	伸び率≠	
一般世帯数↓	31 9,298 4	100% «	323,327 +	100% «	1.3% «	321 ,004 +	100%+	-0.7% _*	
6歳未満の子どものい	30,550 4	9.6% ↔	28,739	8.9% +	F.0%	05.074	7.9% ↔	44.700	
る世帯↓		(100%)		(100 %) 4	- 5.9% ∢	25,374 +	(100%)+	-11.7% ∢	
核家族世帯↓	25,127 4	7.9% «	23,937 +	7.4% +	-4.7% «	21,497 +	6.7%+	-1 0.2% «	
12300000000	20,1274	(82.2%) «	23,831 *	(83.3%) 4	4.7%*	21,437 +	(84.7%)	-10.2% *	
その他の世帯√	E 400	1.7% «		1.5% +	_11 E%	2 0 7 7	1.2%+	-10.2%	
しての他の正常や	5,423 4	(17.8%) «	4,802 +	(16.7%) 4	-11.5 % ↔	3,877 ↔	(15.3%)	-19.3% ↔	

総務省統計局「国勢調査」

(3) 認定こども園・保育所・幼稚園等の状況

① 就学前の行政窓口の一本化の状況(行政窓口を一本化した市町村数)

本県では、全国に先駆け、<u>県において幼稚園・保育所の行政窓口を一本化した平成15年以降、各</u> 市町村においても窓口の一本化が進んでいます。

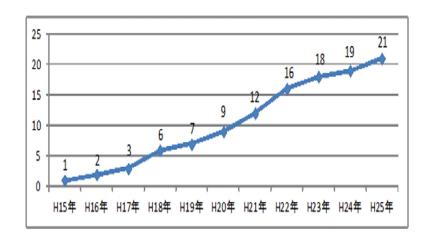


出典:高知県幼保支援課調査

(3) 幼稚園・保育所・認定こども園等の状況

① 就学前の行政窓口の一本化の状況(行政窓口を一本化した市町村数)

本県では、全国に先駆けて平成15年以降、幼稚園・保育所の行政窓口の一本化が進んでいます。



出典:高知県幼保支援課調査

② 市町村別の<u>認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業所</u>の設置数 市町村ごとの施設の設置状況では、保育所又は<u>地域型保育事業所</u>のみの設置で、<u>1号認定子ども</u> の受け入れ施設となる認定こども園又は幼稚園がない市町村は15市町村となっています。

認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育施設数

認定さども裏 地域型保育事業所 小規模 事業所 家庭的 幼保運 幼稚園 保育所 地方栽 公立 私立 由計 国立 公立 私立 調散 並 並 量数 内 保育 英 知 市 23 夏 声 市 安 芸 市 東 選 市 土 佐 市 11 湧 崎 市 宿毛市 土佐清水市 四万十市 15 香 南 市 曹 美 市 東洋町 南半利町 田 野 町 安 田 町 北 川 村 馬 語 村 指 西村 本 山 前 大 豊 町 土 佐 前 大 川 村 U O By 仁津川町 中土佐町 佐川町 越加前 杨 原 町 日 高 村 康野町 四万十町 大 月 町 三原村 集制制

129 105 234

1 10

11

県計 15 13 6 2 业保育州の受け入れは、田野町0~2歳、芸西村0~3歳。

出典:高知県幼保支援課調査

23

② 市町村別の保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設の設置数

市町村ごとの施設の設置状況では、保育所又は<mark>認定こども園</mark>のみの設置で、幼稚園がない市町村が15 市町村となっています。

H26.4.1现在

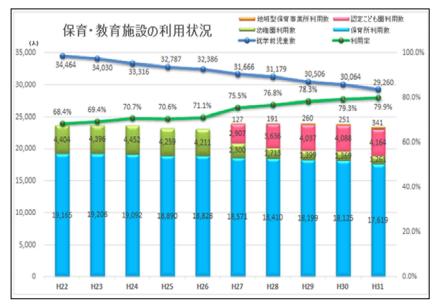
		保育所			幼科	t(d)				柳柳	精能胶			M.	œaz t	團 (内敷	1921
市町村	公立	私立	est.	国立	公立	私立	合計	公立		事業所内		紅規斯	合計	幼保護 携型	幼稚園 型	地方双 量型	nt n
					M SS				照完	その他	計	¥ 43	1471	公立	私立	紙児所 等	1481
英知市	25	59	84	1	****	20	22	2	16		17	43	62		7	4	11
		1	12														
罗表市		-	9			-	- 1				-		2				
南 黨 市		8	15		*****	3	4		3		3	3	6		2		2
生 佐 市	1	-	12			-	- 1				-		- 1				
維持市	Accommo	1	10				1				-		2				
宿 卷 市		2	12			1	1		1		-	1	2				1
土佐清水市			1			1	- 1						- 1				1
四万十月	17	2	19			1	- 1				1	4	5				
春 南 市			7		4		4			1	1	3	- 4				
普美市	1	-	8			2	2					1	- 1				
栗 洋 🏚	2		2														
奈里利素	1		- 1		*****		- 1	***************************************	1		-		- 1	1			1
II 🗗 🖹			- 1		****		1		1		-		- 1				
R 🗎 🖹	L		- 1		***		- 1							1			1
北川ギ			- 1														
馬 路 市			2														
芸 西 孝			- 1		•		-		1		1	-	2				
本山 🛊			1														
大 豊 青	1	1	3														
土 佐 🏗			- 1						- 1		-		1				
大川 木								1					1				
ပေး က 🖹	1				3		3	1	1		1		2				
仁說用意		4	4														
中土技術	3		3														
佐川賞			7						1		1		- 1				
越知業	1		١		1		- 1	-	1		1		- 1				
構原	1						- 1	en montre						unconnucon		onumoumun	
0 A +		2	2														
津 野 賞			2		2		2							2			2
四万十章		3	- 11				-						- 1	1			1
大月章			3														
三原丰			1														
黨 潴 🏦	4		4														
材料	151	105	256		18		50	4	31	3	34	59	97	5		4	20

※保育所の受け入れは、田野町0~2歳、芸香料0~3歳、椿原町1~2歳。

出典:高知県幼保支援課調査

③ 就学前の児童数と施設等の利用児童数

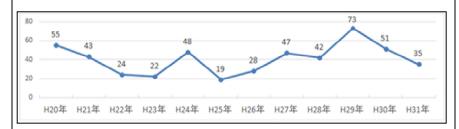
少子化に伴い就学前の子どもの数が減少する一方で、保育所や幼稚園等の施設を利用する子どもの 割合は高まってきています。



(※幼稚園:5月1日現在、幼稚園以外:4月1日現在) 出典:高知県幼保支援課調査

④ 待機児童数の推移

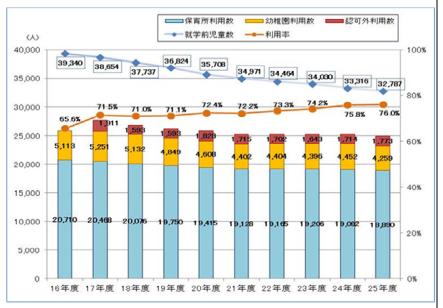
待機児童は高知市に集中しており、入所希望地域の偏在等により発生しています。



(各年4月1日現在) 出典:厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」

③ 就学前の児童数と保育所・幼稚園・認可外施設の利用児童数

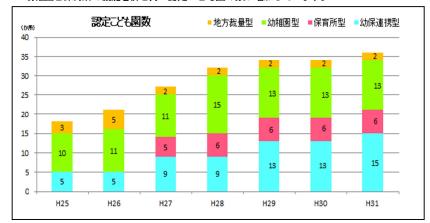
少子化に伴い就学前の子どもの数が減少する一方で、保育所や幼稚園等の施設を利用する子どもの 割合は高まってきています。



(※幼稚園:5月1日現在、幼稚園以外:4月1日現在) 出典:高知県幼保支援課調査

⑤ 認定こども園数の推移

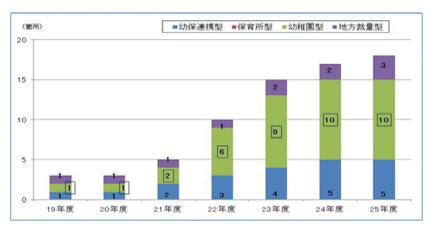
幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の数が増加しています。



出典:高知県幼保支援課調査

④ 認定こども園数の推移

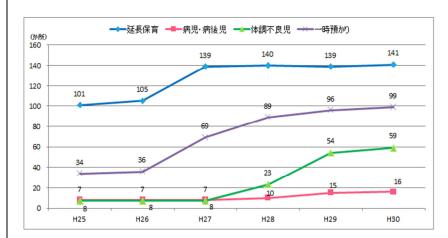
幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の数が増加しています。



出典:高知県幼保支援課調査

(4) 主な地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 11 時間を超える延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業の実施施設数



② 11 時間を超える延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業の利用児童数



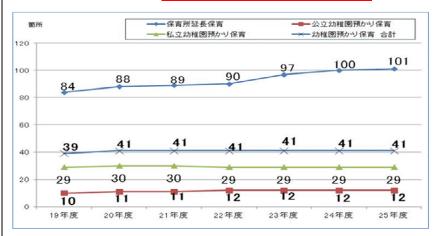




(4) 主な地域子ども・子育て支援事業の状況

① 保育所延長保育及び幼稚園預かり保育の利用状況

(児童数、保育所・幼稚園・認可外施設利用数)

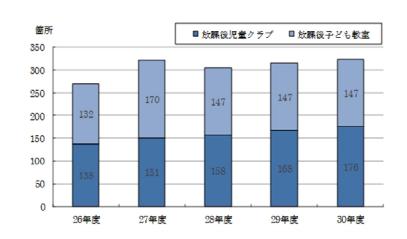


② 病児・病後児保育、一時預かり事業の実施施設数



③ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置数

放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るための取り組みが進み、 <u>放課後児童クラブ及び</u>放課後子ども教室の数は<u>年々少しずつ増加しています(28 年度の子ども教室の</u> <u>減少は、中学校で実施する放課後学習支援について、27 年度末に事業整理を行い、28 年度以降小中</u> 学校課へ移管したことによるもの)。



※放課後児童クラブ

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や週末に適切な遊びと生活の場 を提供し、児童の健全な育成を図るとともに仕事と子育ての両立を支援するもの

※放課後子ども教室

子どもたちに、放課後や週末などに学習支援やスポーツ・文化活動などのさまざまな体験活動を 提供し、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進するもの

③ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置数

放課後の子どもたちの<u>安心な居場所と豊かな学びの場の確保の取組</u>が進み、放課後子ども教室の数は 平成19年度の2.7倍となっています。



※放課後子ども教室

子どもたちに、放課後や週末などに学習支援やスポーツ・文化活動などのさまざまな体験活動を 提供し、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進するもの

※放課後児童クラブ

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や週末に適切な遊びと生活の場 を提供し、児童の健全な育成を図るとともに仕事と子育ての両立を支援するもの

④ 地域子育て支援拠点の設置数

主に未就園児の子育で親子の集いや相談の場である地域子育で支援<u>拠点</u>は、市町を中心に設置されています。

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
市町村	21市町村	21市町村	21市町村	21市町村	21市町村	21市町村	22市町村	23市町村	23市町村 1広城連合	24市町村 1広域連合
箇所数	38	37	39	41	42	43	44	45	48	52

⑤子育て世代包括支援センターの設置数(母子保健型)

妊娠・出産・子育ての総合相談窓口である子育で世代包括支援センターは、平成27年度から設置が 始まり、現在では全市を含む19市町村に設置されています。

年度	H27	H28	H29	H30	R元
設置市町村数	1市	5市町	13市町村	18市町村	19市町村
センター数	1	5	13	18	20

⑤ ファミリー・サポート・センターの設置市町村数

<u>地域の支え合いによる子育て支援の仕組みであるファミリー・サポート・センターは、事業への助成や広報などにより、新たな設置が進んでいます。</u>

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R 元.7
設置市町村数	1市	2市町	3市町	5市町	8市町	10 市町

④ 地域子育て支援センターの設置数

主に未就園児の子育て親子の集いや相談の場である地域子育て支援<u>センター</u>は、市町を中心に設置されています。

	H21	H22	H23	H24	H 2 5
設置市町村数	21	21	21	21	21
センター数	38	37	39	41	42

新

第3章 具体的な取組

第1節 幼児期の学校教育・保育の充実

1. 教育・保育施設の区域の設定

都道府県が作成する「子ども・子育て支援事業支援計画」(以下、「本計画」という。)では、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第62条第2項第1号の規定に基づき、各市町村計画において定める教育・保育提供区域等を勘案し、広域利用の実態なども踏まえて、各年度における教育・保育の量の見込みや、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期を定める単位となる区域を設定することとされています。

この定められた区域内において、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業者から認可・認定の申請があった場合は、基準を満たし、かつ県計画において定めた区域における「利用定員の総数(利用定員の合計)」(供給)が「必要利用定員総数(量の見込み)」(需要)に既に達しているか、これを上回る場合を除き、原則として認可・認定を行わなければならないと規定されています。

(1)基本的な考え方

本計画では、次の3点を勘案して区域を設定します。

- ① 市町村が定める教育・保育の提供区域
- ② 市町村を超えた利用の実態及び利用量の見込み
- ③ 需給調整及び広域調整への影響

第3章 具体的な取組

第1節 幼児期の学校教育・保育の充実

1. 教育・保育施設の区域の設定

都道府県が作成する「子ども・子育て支援事業支援計画」(以下、「本計画」という。)では、子ども、子育て支援法(以下「法」という。)第62条第2項第1号の規定に基づき、各市町村計画において定める教育・保育提供区域等を勘案し、広域利用の実態なども踏まえて、各年度における保育・教育の量の見込みや、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期を定める単位となる区域を設定することとされています。

この定められた区域内において、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業者から認可・認定の申請があった場合は、基準を満たし、かつ県計画において定めた区域における「利用定員の総数(利用定員の合計)」(供給)が「必要利用定員総数(量の見込み)」(需要)に既に達しているか、これを上回る場合を除き、原則として認可・認定を行わなければならないと規定されています。

(1) 基本的な考え方

本計画では、次の3点を勘案して区域を設定します。

- ① 市町村が定める教育・保育の提供区域
- ② 市町村を超えた利用の実態及び利用量の見込み
- ③ 需給調整及び広域調整への影響

(2) 県区域の設定

基本的な考え方に基づき、認定区分ごとに次のとおり設定します。

① 1号認定

幼稚園や認定こども園においては、市町村域を超えて広域的な利用が行われていることを踏まえ、県全体を1区域に設定

② 2号認定、3号認定

各市町村単位での需要と供給の確保が保たれているとともに、市町村計画における提供区域や量の見込みの確保区域においても、市町村単位で設定されていることから、各市町村を1区域に設定

【認定区分とは】 法第19条第1項に定める施設型給付等を受ける子どもの支給認定の区分。 認定区分によって、原則、利用できる施設が下記のとおり分かれる。

*1 号認定・・・・ 3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)

利用施設 : 幼稚園、認定こども園

*2号認定・・・・3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども

利用施設 : 保育所、認定こども園

*3号認定・・・ 3歳未満で保育を必要とする就学前の子ども

利用施設 : 保育所、認定こども園、地域型保育施設

2. 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保の内容

(1)基本的な考え方

各市町村においては、市町村計画の策定にあたり、地域の子育て家庭等に対してアンケート調査など を実施し、現在の保育・教育施設の利用状況や、今後希望する利用内容などに関する調査を実施しています。

この結果に基づいて算出した「量の見込み」をもとに、地域の実情を踏まえ、市町村子ども・子育て会議で審議を行いながら、今後5年間の利用及び確保方策の量の見込みを各年度ごとに定めています。 本計画においては、各市町村計画との整合を図り、各市町村が定めた見込み数を県が設定した区域ごとに集計し、認定区分ごとに定めます。

各市町村計画における量の見込み・確保方策の計 = 県計画における量の見込み・確保方策

(2) 県区域の設定

基本的な考え方に基づき、認定区分ごとに次のとおり設定します。

① 1号認定

幼稚園や認定こども園においては、市町村域を超えて広域的な利用が行われていることを踏まえ、県全体を1区域に設定

② 2号認定、3号認定

各市町村単位での需要と供給の確保が保たれているとともに、市町村計画における提供区域や量の見込みの確保区域においても、市町村単位で設定されていることから、各市町村を1区域に設定

【認定区分とは】 法第19条第1項に定める施設型給付等を受ける子どもの支給認定の区分。 認定区分によって、原則、利用できる施設が下記のとおり分かれる。

*1 号認定・・・・ 3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)

利用施設 : 幼稚園、認定こども園

*2号認定・・・・ 3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども

利用施設 : 保育所、認定こども園

*3号認定・・・・3歳未満で保育を必要とする就学前の子ども

利用施設 : 保育所、認定こども園、地域型保育施設

2. 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保の内容

(1)基本的な考え方

各市町村においては、市町村計画の策定にあたり、地域の子育て家庭等に対してアンケート調査など を実施し、現在の保育・教育施設の利用状況や、今後希望する利用内容などに関する調査を実施しています。

この結果に基づいて算出した「量の見込み」をもとに、地域の実情を踏まえ、市町村子ども・子育て会議で審議を行いながら、今後5年間の利用及び確保方策の量の見込みを各年度ごとに定めています。 本計画においては、各市町村計画との整合を図り、各市町村が定めた見込み数を県が設定した区域ごとに集計し、認定区分ごとに定めます。

各市町村計画における量の見込み・確保方策の計 = 県計画における量の見込み・確保方策

(2) 各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

本計画に定める量の見込み及び確保方策を、次のとおり定めます。

各市町村においては、量の見込みに対応した教育・保育の提供体制を確保するため、施設整備等により受け入れ定員の拡大や調整を図ります。

特に、保育が必要である2号、3号認定の受け入れについては、国が定める<u>「子育て安心プラン」</u> に基づき、<mark>令和2年度末</mark>までに待機児童を解消すべく、計画的な施設整備等に取り組みます。

① 1号認定 (単位:人)

	量の見込み		確保方策	
	1号認定	計	特定教育 •保育施設	確認を受けない幼稚園
令和2年度	2,165	3,650	3,130	520
令和3年度	2,111	3,598	3,078	520
令和4年度	2,055	3,572	3,052	520
令和5年度	2,023	3,531	3,011	520
令和6年度	1,991	3,470	2,950	520

② 2号認定 (単位:人)

C Z J DLWL					(/	
	量の見込み	確保方策				
	2号認定	計	特定教育 •保育施設	地域型保育 事業	認可外 保育施設	
令和2年度	12,255	14,637	14,579	26	32	
令和3年度	12,036	14,645	14,588	25	32	
令和4年度	11,662	14,718	14,659	27	32	
令和5年度	11,565	14,754	14,690	32	32	
令和6年度	11,294	14,810	14,748	30	32	

(2) 各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

本計画に定める量の見込み及び確保方策を、次のとおり定めます。

各市町村においては、量の見込みに対応した教育・保育の提供体制を確保するため、施設整備等により受け入れ定員の拡大や調整を図ります。

特に、保育が必要である2号、3号認定の受け入れについては、国が定める<u>「待機児童解消加速化プ</u>ラン」に基づき、平成29年度末までに待機児童を解消すべく、計画的な施設整備等に取り組みます。

1号認定

(単位:人)

	量の見込み		確保方策	
	1号認定	計	特定教育 •保育施設	確認を受けな い幼稚園
平成27年度	3,012	4,786	2,655	2,131
平成28年度	2,983	4,668	2,640	2,028
平成29年度	2,956	4,581	2,550	2,031
平成30年度	2,937	4,580	2,550	2,030
平成31年度	2,900	4,661	2,629	2,032

② 2号認定

(単位:人)

	E o E VI T			かり十分		(単位:人)		
	量の見込み							
	2号認定	計	特定教育 ·保育施設	地域型保育 事業	確認を受けな い幼稚園	認可外 保育施設		
平成27年度	12,748	14,709	14,446	0	78	185		
平成28年度	12,549	14,819	14,558	0	76	185		
平成29年度	12,351	14,836	14,556	22	73	185		
平成30年度	12,245	14,797	14,516	22	74	185		
平成31年度	12,062	15,166	14,887	22	72	185		

③ 3号認定

(単位:人)

					(+ 12.70)
	量の見込み		確保	方策	
	3号認定 (1•2歳児)	計	特定教育 •保育施設	地域型保育 事業	認可外 保育施設
令和2年度	7,422	8,224	7,850	306	68
令和3年度	7,273	8,224	7,836	320	68
令和4年度	7,217	8,269	7,883	318	68
令和5年度	7,036	8,277	7,894	315	68
令和6年度	6,865	8,275	7,894	313	68

(単位:人)

ı						(- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 	
		量の見込み	確保方策				
		3号認定 (0歳児)	計	特定教育 •保育施設	地域型保育 事業	認可外 保育施設	
	令和2年度	2,005	2,149	1,935	179	35	
	令和3年度	1,953	2,164	1,944	185	35	
	令和4年度	1,932	2,196	1,976	185	35	
	令和5年度	1,885	2,194	1,976	183	35	
	令和6年度	1,838	2,195	1,975	185	35	

なお、区域(市町村)ごとの一覧は、別表1のとおりです。

(3)量の見込み及び確保方策における広域利用について

今回の市町村計画の策定に当たり、市町村の設定区域を超えた教育・保育が必要となった場合は、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等については、市町村間で調整を行っています。

こうした現状を踏まえて、県は、関係市町村間及び関係保育・教育施設等との調整が整わない場合には、必要に応じて広域調整(市町村間における調整)を行います。

さらに、預かり保育や認可外保育施設等の広域利用が見込まれる子育でのための施設等利用給付については、市町村間の連携が整うように県から情報提供等を積極的に行います。

また、県境など隣県との広域調整が必要となる場合は、関係市町村からの要請を受けて、関係する県との間で調整を行います。

③ 3号認定

(単位:人)

					(平世.八)
	量の見込み		確保	方策	
	3号認定 (1·2歳児)	計	特定教育 ·保育施設	地域型保育 事業	認可外 保育施設
平成27年度	7,310	7,948	7.552	130	266
平成28年度	7,203	7,944	7,562	136	246
平成29年度	7,109	7,981	7,593	142	246
平成30年度	7,030	7,982	7,594	142	246
平成31年度	6,921	7,976	7,588	142	246

(単位:人)

	量の見込み		確保		(辛世.八)
	3号認定 (0歳児)	計	特定教育 ·保育施設	地域型保育 事業	認可外 保育施設
平成27年度	2,041	1,983	1,789	91	103
平成28年度	2,029	2,032	1,839	106	87
平成29年度	2,005	2,079	1,875	112	92
平成30年度	1,978	2,082	1,878	112	92
平成31年度	1,935	2,098	1,894	112	92

なお、区域(市町村)ごとの一覧は、別表1のとおりです。

(3)量の見込み及び確保方策における広域利用について

今回の市町村計画の策定に当たり、市町村の設定区域を超えた教育・保育が必要となった場合は、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等については、市町村間で調整を行っています。

こうした現状を踏まえて、県は、関係市町村間及び関係保育・教育施設等との調整が整わない場合には、必要に応じて広域調整(市町村間における調整)を行います。

また、県境など隣県との広域調整が必要となる場合は、関係市町村からの要請を受けて、関係する県との間で調整を行います。

3. 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保の内容

(1)認定こども園に関する基本的な考え方

① 認定こども園の役割と必要性

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園は、保護者の就労状況やその変化によらず、柔軟に子 どもたちを受け入れることができる施設であり、認定こども園では、教育・保育の認定区分が変わって も、子どもたちが施設を変わるなどといった環境の変化を受けることなく、保護者の希望する教育また は保育を受けることができます。

県では、どこに住んでいても質の高い教育・保育を受けることができる体制の確保を目指しており、 特に、保育所・幼稚園のいずれか1つしかない市町村に対しては、地域の教育・保育ニーズに柔軟に対 応できる認定こども園の設置が必要と考えます。

また、とりわけ幼保連携型認定こども園については、新制度において、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけを持つ単一の施設として一元化されたところであり、教育・保育双方の高い専門性を兼ね備えていることから、その設置を推進します。

② 認定こども園の目標設置数、設置時期

県全域の目標設置数及び設置時期を、次のとおり定めます。

なお、市町村ごとの内容については、別表2のとおりです。

(単位:園数)

						(十四.四级/	
類型	令和元年	令和	令和	令和	令和	令和	
神王	4 月現在	2 年度	3年度	4年度	5 年度	6年度	
幼保連携型	15	17	18	19	19	19	
認定こども園	13	1,	,,,	19	19	19	
幼稚園型	13	12	13	13	13	13	
認定こども園	13	13 12		10	10	13	
保育所型	6	6	6	6	6	7	
認定ごも園			٥	Ü		,	
地方裁量型	2	2	2	2	2	2	
認定こども園				2	۷		
숨計	36	37	39	40	40	41	

※ 上記以外に、幼稚園・保育所のいずれか一箇所しかない市町村であって、現在のところ認定こど も園への移行予定のない13市町村についても、地域の教育・保育ニーズに応じて幼保連携型認定こど も園への移行への支援を行います。

3. 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園に関する基本的な考え方

① 認定こども園の役割と必要性

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園は、保護者の就労状況やその変化によらず、柔軟に子 どもたちを受け入れることができる施設であり、認定こども園では、教育・保育の認定区分が変わって も、子どもたちが施設を変わるなどといった環境の変化を受けることなく、保護者の希望する教育また は保育を受けることができます。

県では、どこに住んでいても質の高い教育・保育を受けることができる体制の確保を目指しており、 特に、保育所・幼稚園のいずれか1つしかない市町村に対しては、地域の教育・保育ニーズに柔軟に対 応できる認定こども園の設置が必要と考えます。

また、とりわけ幼保連携型認定こども園については、新制度において、学校及び児童福祉施設の両方 の法的位置づけを持つ単一の施設として一元化されたところであり、教育・保育双方の高い専門性を兼 ね備えていることから、その設置を推進します。

② 認定こども園の目標設置数、設置時期

県全域の目標設置数及び設置時期を、次のとおり定めます。

なお、市町村ごとの内容については、別表2のとおりです。

(単位:関数)

類型別	平成26年 4月現在	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼保連携型 認定こども園	5	9	15	15	15	15
幼稚園型 認定こども園	11	11	14	14	14	14
保育所型 認定こども園	0	5	5	6	6	6
地方裁量型 認定こども国	4	2	2	2	2	2
合計	20	27	36	37	37	37

※ 上記以外に、幼稚園・保育所のいずれか一箇所しかない市町村であって、現在のところ認定こども 園への移行予定のない15市町村についても、地域の教育・保育ニーズに応じて平成31年度までに、幼 保連携型認定こども園への移行を進めます。

③ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

認定こども園においては、一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもたちが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るとともに、園児に不安や動揺を与えないようにするなどの配慮を行う必要があります。

園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した在 園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、園児一人一人の状況に応じた、教育・保育の内容 やその展開についての工夫が必要です。これと併せて職員の専門性が必要となります。

このため、認定こども園に移行する際には、保護者への理解や、保護者と職員との連携が維持されるよう、十分な配慮を行う必要があります。

こうしたことなどを踏まえて、認定こども園への移行を進めるために、県としては次のとおり支援を 行います。

(ア) 財政的な支援

国の補助制度等を活用しながら、施設整備等に対する支援を行い、より多くの施設設置に向けて取り 組みます。

また、新たな幼保連携型認定こども園の職員となる「保育教諭」については、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許と資格を有することが必要となることから、どちらか一つの免許・資格しか持たない者の免許及び資格の取得について支援を行い、新制度への円滑な移行を推進します。

(イ) 人的な支援

県内の市町村や幼稚園及び保育所の設置者等に対し、認定こども園に移行するための施設、設備基準や手続きに関する情報提供や相談支援を行い、認定こども園への円滑な移行を進めます。

③ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

認定こども園においては、一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもたちが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るとともに、園児に不安や動揺を与えないようにするなどの配慮を行う必要があります。

園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した在 園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、園児一人一人の状況に応じた、教育・保育の内容 やその展開についての工夫が必要です。これと併せて職員の専門性が必要となります。

このため、認定こども園に移行する際には、保護者への理解や、保護者と職員との連携が維持されるよう、十分な配慮を行う必要があります。

こうしたことなどを踏まえて、認定こども園への移行を進めるために、県としては次のとおり支援を 行います。

(ア) 財政的な支援

国の補助制度等を活用しながら、施設整備等に対する支援を行い、より多くの施設設置に向けて取り組みます。

また、新たな幼保連携型認定こども園の職員となる「保育教諭」については、幼稚園教諭免許と保育 士資格の両方の免許と資格を有することが必要となることから、どちらか一つの免許・資格しか持たな い者の免許及び資格の取得について支援を行い、新制度への円滑な移行を推進します。

(イ) 人的な支援

県内の市町村や幼稚園及び保育所の設置者等に対し、認定こども園に移行するための施設、設備基準や手続きに関する情報提供や相談支援を行い、認定こども園への円滑な移行を進めます。

(2) 教育・保育施設と地域型保育事業との相互連携の推進

教育・保育施設である認定こども園・幼稚園・保育所については、子ども・子育て支援の中核的役割を担うことから、相互に連携した取り組みが必要です。

また、原則、3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する小規模保育事業や家庭的保育事業などの「地域型保育事業」については、乳児の受け入れについて重要な役割を担っていますが、質の高い保育の提供とともに、満3歳以降においても適切な教育・保育を受けることができるよう、中核的役割を担う教育・保育施設との連携が不可欠です。

県としても、市町村の積極的な関与を促すとともに、事業者の連携が円滑かつ積極的に図られるよう、合同研修の実施などによる取組を行います。

(3) 認定こども園、保育所及び幼稚園と小学校との接続

乳幼児期は、保護者や周囲の人々との関わりの中で守られているという安心感や信頼感、それらからくる情緒の安定に支えられて、日常の生活や遊びの中で基本的生活習慣を身に付け、規範意識の芽生え、探求心や好奇心、豊かな創造力が育まれるなど、生涯にわたる人格形成の基礎を培うための重要な時期です。

<u>この時期に質の高い教育・保育を受けることは、義務教育及びその後の学校教育への意欲や、社会で</u> 生きていく力の基礎を培うことにつながり、子どもの成長に大きな影響があるといわれています。

<u>教育委員会においては、幼児一人一人を小学校教育につなげ、円滑な保幼小接続を図るために作成</u> した「高知県保幼小接続期実践プラン」に基づき、さらなる連携・接続を推進していきます。

① 実践力向上研修の内容充実

- ・「高知県保幼小接続期実践プラン」に基づく実践の在り方について、保育所・幼稚園等の保育者、小学校教員、市町村教育委員会の指導事務担当者等を対象にした研修を実施し、資質・指導力の向上を 図ります。
- ・保育所・幼稚園等と小学校において、幼児期の学びから小学校への学習へとつなぐ「接続期カリキュラム」の作成、年3回以上の連絡会や交流活動等の開催を年間計画や学校経営計画等に位置づけるよう、研修会等において周知・徹底していきます。

(2)教育・保育施設と地域型保育事業との相互連携の推進

教育・保育施設である認定こども園・幼稚園・保育所については、子ども・子育て支援の中核的役割を担うことから、相互に連携した取り組みが必要です。

また、原則、3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する小規模保育事業や家庭的保育事業などの「地域型保育事業」については、乳児の受け入れについて重要な役割を担っていますが、質の高い保育の提供とともに、満3歳以降においても適切な教育・保育を受けることができるよう、中核的役割を担う教育・保育施設との連携が不可欠です。

県としても、市町村の積極的な関与を促すとともに、事業者の連携が円滑かつ積極的に図られるよう、合同研修の実施などによる取組を行います。

(3) 幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との接続

質の高い教育・保育の提供を図るために、今後も教育委員会幼保支援課において、保幼小の連携を推進していきます。

連携にあたっては、高知県教育振興基本計画の重点プランである3つの柱「力のある学校づくり」、 「心を耕す教育の総合的な推進」、「「縦」「横」のつなぎの強化」に基づき、取組を進めます。

① 力のある学校づくり

- ・保育教諭・幼稚園教諭・保育士の資質・技術力の向上を図ります。
- 幼児理解に基づく保育実践の促進を図ります。

② 心を耕す教育の総合的な推進

- ・遊びや生活を诵した「生きる力」の基礎を培う保育の実践を推進します。
- 各保育所や幼稚園等における、日常的な親育ちの支援体制を確立します。
- ・子育て等に関する保護者・保育者の理解を促進します。

③ 「縦」「横」のつなぎの強化

- ・校種間の円滑な接続の強化を図ります。
- ・保・幼・小連携のモデルプラン策定を促し、市町村の実態に応じた実践研究の実施を支援します。
- ・「引き継ぎシート(スマイルサポートシート)」の活用により、発達障害等のある子どもへの支援の

② 連絡会・交流活動の徹底

・目標を明確にした保育所・幼稚園等と小学校との連絡会や交流活動の実施により、共通認識を深め、各地域の実態に応じた接続期カリキュラム等が組織的・計画的に実践されるよう、保幼小連携アドバイザーや指導主事等が訪問し、指導・助言を行います。

③ モデル地域指定の取組内容の充実・成果の普及

・モデル地域において、接続期カリキュラム等の内容の充実を図り、その成果を全ての地域に普及することにより、さらなる質向上につなげていきます。

④ 小学校入学時の課題への対応の充実

- ・「個別の指導計画」や「就学時引き継ぎシート」の活用により、発達障害等のある子どもへの支援の 引き継ぎを充実します。
- ・保育所・幼稚園等における、日常的な親育ちの支援体制を確立し、保育者を対象とした研修を充実 させるとともに、乳幼児期からの基本的生活習慣の定着を図るための取組を推進します。

(4) 保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保と資質の向上

I 保育士等の養成及び人材確保

① 保育士・保育教諭・幼稚園教諭の現状

保育士<u>及び保育教諭</u>の総数は、平成<u>27</u>年には正規職員・臨時職員・パート職員の総数は<u>4.185</u>人で したが、令和元年は4.410人となっており、225人の増となっています。

また、職員の内訳では、正規職員数<mark>が</mark>平成<u>27</u>年と比較して<u>増加する一方で</u>、臨時職員やパート職員の人数は<u>微滅</u>しており、全職員に占める<u>正規職員の割合はやや高くなってきています</u>。

一方、幼稚園教諭の人数は、平成<u>27</u>年は<u>428</u>人でしたが、<u>令和元年</u>は<u>408</u>人となっており、<u>減少傾</u> <u>向となっています</u>。

引継ぎを充実します。

「つながるノート」の周知・活用を図ります。

(4) 保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保と資質の向上

I 保育士等の養成及び人材確保

① 保育士・幼稚園教諭の現状

保育士の総数は、平成<u>22</u>年には正規職員・臨時職員・パート職員の総数は<u>3.420</u>人でしたが、<u>平成</u> 26年は<u>3.729</u>人となっており、<u>309</u>人の増となっています。

また、職員の内訳では、正規職員数<u>は</u>平成<u>22</u>年と比較して<u>減少しているものの</u>、臨時職員やパート職員の人数<u>が増加</u>しており、全職員に占める<u>臨時・パート職員の割合も高くなっています</u>。

一方、幼稚園教諭の人数は、平成<u>22</u>年は<u>503</u>人でしたが、<u>平成26年</u>は<u>519</u>人となっており、<u>ほぼ横ばいの状態で推移しています</u>。

(7) 保育士数の推移(保育所等)

(7) 停)保育士数の推移(保育所等) (人)								
	年度	H27	H28	H29	H30	R1	対H27		
	正規職員	1,745	1,785	1,803	1,888	1,884	100 (100 00)		
-44-	(対前年度)		40	18	85	△ 4	139 (108.0%)		
常	臨時職員	見 1,496 1,46	1,465	1,548	1,447	1,390	△ 106 (92.9%)		
數	(対前年度)		△ 31	83	△ 101	△ 57			
3//	計	3,241	3,250	3,351	3,335	3,274	33 (101.0%)		
	(対前年度)		9	101	△ 16	△ 61			
	パート	799	961	816	850	831	32 (104.0%)		

※特定教育・保育施設等運営状況調査(県調査)

(イ) 保育教諭数の推移(幼保連携型認定こども関)

1) 作	保育教諭数の推移	(幼保連携型	!認定こども	(1)			(J.)
	年度	H27	H28	H29	H30	R1	対H27
	正規職員	95	102	160	175	198	
246	(対前年度)		7	58	15	23	103 (208.4%)
常	臨時職員	26	37	42	51	55	
勤	(対前年度)		11	5	9	4	29 (211.5%)
3//	ät	121	139	202	226	253	
	(対前年度)		18	63	24	27	132 (209.1%)
	パート	24	21	24	23	52	28 (216.7%)

※特定教育·保育施設等運営状況調査(県調査)

(点) 纳群團教諭数の推致(4) 雅團)

ウ) 幼稚園教諭数の推	移(幼稚園)					(人)
年度	H27	H28	H29	H30	R1	対H27
本務者	346	404	344	332	335	△ 11 (96.8%)
国公立	92	95	109	97	81	△ 11 (88.0%)
私立	254	309	235	235	254	0 (100.0%)
兼務者	82	70	65	88	73	△9(89.0%)
国公立	19	13	18	36	23	4 (121.1%)
私立	63	57	47	52	50	△ 13(79.4%)
ät	428	474	409	420	408	△ 20(95.3%)

※学校基本調査(国調査)

(ア) 保育士数の推移(保育所)

	年度	H22	H23	H24	H25	H26	対H22
常	正規職員	1,550	1,520	1,542	1,512	1,514	△ 36 (97.7%)
	臨時職員	1,298	1,384	1,388	1,490	1,490	192 (114.8%)
勤	計	2,848	2,904	2,930	3,002	3,004	156 (105.5%)
	パート	572	645	676	676	725	153 (126.7%)

※保育所運営状況等調査(県調査)

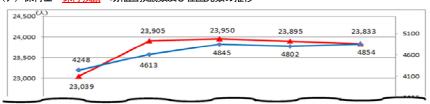
(イ) 教員数の推移(幼稚園)

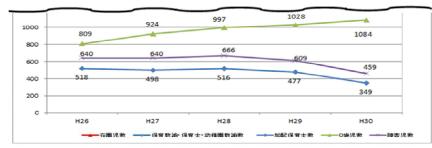
年度	H22	H23	H24	H25	H26	対H22
本務者	427	435	424	427	417	△ 10 (97.7%)
国公立	141	133	133	132	123	△ 18 (87.2%)
私立	286	302	291	295	294	8 (102.8%)
兼務者	76	66	70	64	102	26 (134.2%)
国公立	30	2 1	23	25	24	△6(80.0%)
私立	46	45	47	39	78	32 (169.6%)
計	503	501	494	491	519	16 (103.2%)

※学校基本調査(国調査)

② 保育士・保育教諭・幼稚園教諭の確保に伴う課題

(ア) 保育士・保育教諭・幼稚園教諭数及び在園児数の推移





※特定教育・保育施設等運営状況調査(県調査)、延長保育等の実施状況調査(国調査)

(イ) 保畜士・保畜教諭・幼稚園教諭は不足しているか

(1) 床育工 床育級	DRI - MUTEE	SIAY BRITON.	PACIFICO	C1171.						(1)	
		Н	131.4.1時点	ħ		R1.9.1時点					
	は	ري.	しい	いえ	計	(d	رن: دن:	いい	いえ	計	
幼保護携型総関こども圏	0	0.0%	15	100.0%	15	4	26.7%	11	73.3%	15	
保育所	46	19.7%	188	80.3%	234	68	29.1%	166	70.9%	234	
幼稚園	3	15.8%	16	84.2%	19	6	31.6%	13	68.4%	19	
連携型外認定こども圏	2	9.5%	19	90.5%	21	2	9.5%	19	90.5%	21	
地域型保育事業所	0	0.0%	30	100.0%	30	0	0.0%	31	100.0%	31	

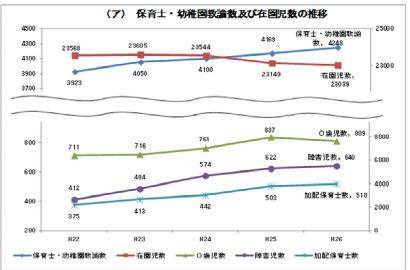
[※]教育・保育の提供体制の確保等に関する調査(県調査)

(6) (7)が[けいは」も保容士、保容教物、体質関教物の不見し数

(9) (4) @ (ILU)2L		64- 17 Bell			(ALC: 180)							(A)
			H31.4	1時点				R1.9.1時点				
		障害児 加配	家庭支援 加配		庭育体、病 体代替	その他		障害児 加配	家庭支援 加配	延長・土曜 保育等	座育体、病 体代替	その他
幼保達携型額度にども簡	0						10	2		3	1	4
保育所	71	25	7	2	4	33	110	36	9	4	14	47
幼稚園	4	1		2		1	13	2		5	3	3
連携型外線定にども圏	3					3	3					3
地域型保育事業所	0						0					
会計	78	26	7	4	4	37	136	40	9	12	18	57

※教育・保育の提供体制の確保等に関する調査(禁調査)

② 保育士・幼稚園教諭の確保に伴う課題



※保育所運営状況等調査(県調査)、学校基本調査(文部科学省)、降害児保育の実施状況調査+県追加調査(保育士数) ※障害児数、加配保育士数のH26の数値は4~9月分の暫定値

/// 程度十. 研練開製輸出工具 デいてか

(1) 保育工:30/4	他国教訓	よ不足し	いるか								(A)
	H26.4.1時点			Ę.	н			126.10.1時点			備考
	は	()	い	は	計	は	()	いし	バ	計	順名
公立保育所	14	43.8%	18	56.3%	32	17	53.1%	15	46.9%	32	市町村数
私立保膏所	25	23.1%	83	76.9%	108	57	52.8%	51	47.2%	108	画数
公立幼稚園	2	16.7%	10	83.3%	12	2	16.7%	10	83.3%	12	市町村数
私立幼稚園	8	25.8%	23	74.2%	31	13	41.9%	18	58.1%	31	園数

※保育士・幼稚園教諭の確保に関する調査(県調査)

(ウ)(イ)で「はい」とした保管士・幼稚園教諭の不足人数

<u>(ウ) (イ)で「はい</u>	とした保	商士・幼科	直教諭の)不足人数	t					(人)	
		Н	126.4.1時点	5.			H26.10.1時点				
		障害児 加配	延長・土曜 保育等	乳児加配	その他		障害児 加配	延長・土曜 保育等	乳児加配	その他	
公立保育所	97	57	11	6	23	123	71	13	5	34	
私立保育所	32	9	3		20	74	12	5	8	49	
小計	129	66	14	6	43	197	83	18	13	83	
公立幼稚園	3	2			1	5	2			3	
私立幼稚園	3	2	1			7	1	2		4	
小計	6	4	1	0	1	12	3	2	0	7	
合計	135	70	15	6	44	209	86	20	13	90	

※保育士・幼稚園教諭の確保に関する調査(県調査)

(エ) 正規職員(保育士・保育教諭・幼稚園教諭)の採用人数(人)

	H30.4.1採用	H31.4.1採用
幼保連携型認定ことも圏	21	20
保育所	126	108
幼稚園	12	5
連携型外認定ことも園	37	27
地域型保育事業所	7	13
合計	203	173

※特定教育·保育施設等運営状況調査(県調査)

前頁の②(ア)の表のとおり、入所児童数は<u>新制度へ移行した平成27年度は認可外保育施設の認可施設への移行が進んだことや地域型保育事業所等の施設が新設されたことにより増加していますが、</u>
その後はゆるやかに減少しています。一方で、保育士・保育教諭・幼稚園教諭の職員総数は横ばい又は微増傾向となっています。

その要因としては、O歳児の入所児童数の増加が考えられます。

O歳児については、国が定める職員の配置基準(最低基準)が、乳児3人に対し職員1人となっていることから、入所児童数が増えることに伴い、保育士の人数も増加となります。

さらに、年度途中の入所も多いことから、年度途中での保育士の雇用が必要となりますが、この場合、年度末までの短期雇用期間となることなどから、人材の確保が難しい状況にあります。

また、障害児や特別な支援が必要な児童については、平成28年度をピークに減少傾向にありますが、平成30年度には、258 園に1.628人が在籍しています。このような児童に対応するために配置する保育士には専門的な知識が求められることなどから、人材の十分な確保につながりにくいうえに、年度途中の児童の受入に要する保育士の確保は人材不足から難しい状況です。

個別対応での支援を要することから、正規職員が対応した場合には、その職員の代替となる職員が必要です。また、新たにその児童に対応する職員が必要となる場合もあり、いずれの場合も、年度途中からの対応が必要となります。

このように、年度当初の段階では、入所児童数に対して法で定められている最低基準の職員数は 確保しているものの、障害児等や延長保育などに対応する加配職員がやや不足する状況となっていま 前頁の表②(7)の表のとおり、<u>保育所・幼稚園の</u>入所児童数は<u>両者とも減少傾向にあるものの、保育</u> 士・幼稚園教諭の職員総数は増加傾向となっています。

その要因としては、O歳児の入所児童数<u>及び障害児など特別な支援が必要な児童</u>の増加が考えられます。

O歳児については、国が定める職員の配置基準(最低基準)が、乳児3人に対し職員1人となっていることから、入所児童数が増えることに伴い、保育士の人数も増加となります。

さらに、年度途中の入所も多いことから、年度途中での保育士の雇用が必要となりますが、この場合、 年度末までの短期雇用期間となることなどから、人材の確保が難しい状況にあります。

<u>併せて、</u>障害児や特別な支援が必要な児童<u>が増加傾向にあり、専門的な知識をもつ保育士の確保が必</u>要となっています。

日々の保育や幼児教育の実施の中で、個別の対応が必要となるケースを発見することも多く、このような場合は、年度途中における職員の増員が必要となります。

個別対応での支援を要することから、正規職員が対応した場合には、その職員の代替となる職員が必要です。また、新たにその児童に対応する職員が必要となる場合もあり、いずれの場合も、年度途中からの対応が必要となります。

このように、<u>保育所・幼稚園等ともに</u>年度当初の段階では、入所児童数に対して法で定められている最低基準の職員数は確保しているものの、障害児等や延長保育、乳児などに対応する加配職員がやや

す。

また、年度の途中では、新たに入所するの歳児に対応する職員や、日々の保育等で判明する特別な 支援が必要な児童に対応する職員が不足する状況となっています。

施設の設置者にとっては、少子化に伴い全体の児童数が減少傾向にあることや、〇歳児などの途中 入所児童の把握が難しいこと、さらに障害等で特別な支援が必要となる児童の把握が難しいことなど の要因により、数年後の児童数の見込みが難しく継続的に雇用する正規職員を採用しにくい状況であ り、こうしたことが臨時職員やパート職員の増加につながっています。

職員は増加しているものの、前頁表(イ)(ウ)のように2割から3割の施設では、「不足している」と答 えており、この職員の不足に対して、平成30年4月及び平成31年4月の正規職員の採用状況は前頁 の(エ)のとおりとなっています。

また、雇用につながる潜在保育士の就労希望等については次頁の表(オ)のとおりとなっています。

(オ) 潜在保育士 (※) の調査回答

※潜在保育士

保育士の資格を持っているが、現在は保育士として働いていない方

・今後の劉務の布望について 四合数156人(集計中のため智定)		(人)
項目	人数	割合
動務してみたいと思う	6	3.8%
給与等の希望条件が揃えば勤務してみたいと思う	71	45.5%
勤務する予定はない	55	35.3%
未回答(空欄)	24	15.4%

· 就業条件/複数同签》

WUNCHT (IXWAELT)		【人】
項目	人数	割合
給与	59	36.6%
勤務時間	48	29.8%
通勤距離	25	15.5%
保育方針	15	9.3%
その他	14	8.7%
計	161	·

【主なその他の内容(複数回答)】

- 人間関係が良いところ
- ・休日が確保できる
- ・正規雇用であること
- ・福利厚生が充実している
- 相談できる窓口がある
- ・今の仕事を退職したら

※R元10月 高知県保育十実熊調査より

不足する状況となっています。

また、年度の途中では、新たに入所するの歳児に対応する職員や、日々の保育等で判明する特別な 支援が必要な児童に対応する職員が不足する状況となっています。

施設の設置者にとっては、少子化に伴い全体の児童数が減少傾向にあることや、O歳児などの途中入 所児童の把握が難しいこと、さらに障害等で特別な支援が必要となる児童の把握が難しいことなどの要 因により、数年後の児童数の見込みが難しく継続的に雇用する職員を採用しにくい状況であり、こうし たことが臨時職員やパート職員の増加につながっています。

職員は増加しているものの、前頁表(イ)(ウ)のように不足していると答えた施設は多く、この職員の不 足に対して、平成25年4月及び平成26年4月の正規職員の採用状況は次の(1)のとおりとなっていま す。

また、雇用につながる潜在保育士の就労希望等については次頁の表(オ)のとおりとなっています。

(工) 正規職員(保育士・幼稚園教諭)の採用人数

	H25.4.1採用	H26.4.1採用						
公立保育所	37	51						
私立保育所	53	69						
小計	90	1 20						
公立幼稚園	4	5						
私立幼稚園	33	37						
小計	37	42						
合計	127	162						

※保育士・幼稚園教諭の確保に関する調査(県調査)

(オ) 潜在保育士へのアンケート結果

・学伎の勤務の希望について(複数回合) 回合数64/人		(A)
項目	人数	割合
勤務してみたいと思う	153	23.6%
給与等の希望条件が揃えば勤務してみたいと思う	118	18.2%
教育方針、自分に合う職場があれば勤務してみたいと思う	59	9.1%
その他条件が合えば、勤務してみたいと思う	129	19.9%
勤務する予定はない	286	44.2%

希望の勤務形能(複数同等) 同等者数334人

411 EE 03 E01450 NS 125 NS	C) = 16 50,004 //	
項目	人数	割合
正職員	119	35.69
常勤(正職員以外)	78	23.49
非常勤	59	17.79
パート	210	62.99
その他	19	5.79

・就薬条件		(人)
項目	人数	割合
給与	118	38.6%
教育方針	59	19.3%
時間	53	17.3%
通勤距離	10	3.3%
現職退職後	10	3.3%
その他	56	18.3%
素 十	306	

※高知県社会福祉協議会贈査

正規職員の採用人数は、平成30年4月と比較すると平成31年4月は減少しており、県中央部にお いては募集人数に対して数倍もの応募人数が集まりますが、中山間の地域では募集人数程度しか集ま らず選者ができない場合もあるなど、人の確保が困難な地域も発生しています。

また、臨時職員やパート職員については、募集しても集まらないといった施設設置者の声がありま す。

仕事を求めている方の中には、臨時職員やパート職員を希望している有資格者もいますが、勤務時 間帯や賃金面での希望が合わず、雇用に繋がらない状態となっています。

③ 確保方策について

ア 保育士、保育教諭、幼稚園教諭の必要数について

(ア)保育士・保育教諭・幼稚園教諭の必要教について

(単位: 人)

(1)

V/MAT N	PRINT AND AND REE	21年入 0899マン 26,73女 女/	XIC 2010		(+-m)(/
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育士	4,108	4,081	4,072	4,061	4,054
保育教諭	391	417	459	456	453
幼稚園教諭	370	364	357	357	346
合計	4,869	4,862	4,888	4,874	4,853

※教育・保育の提供体制の確保等に関する調査(県調査)

(イ) 正損職品(保容士,保容教諭,幼稚園教諭)の生輸構成

(4)/五次保養(休息工,性自教明,私供園教明)公工副學(2)											
	20歲以上30歲未満		20歳以上30歳未満 30歳以上40歳未満 40歳以上50歳未満		50歲以上55歲未満		55歲以上		#		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数
保育士	464	24.6%	599	31.8%	494	26.2%	198	10.5%	129	6.8%	1,884
保育教諭	89	44.9%	50	25.3%	30	15.2%	11	5.6%	18	9.1%	198
幼稚園教諭	84	39.3%	37	17.3%	56	26.2%	17	7.9%	20	9.3%	214
合計	637	27.7%	686	29.9%	580	25.3%	226	9.8%	167	7.3%	2,296

※特定教育・保育施設等運営状況調査(県調査)

正規職員の採用は、平成25年度と比較して平成26年度は多くなっておりますし、市町村訪問による 聞き取りにおいても、保育所等担当課では徐々に増やしていきたいといった希望があります。

しかし、実際の採用では、都市部においては募集人数に対して数倍もの応募人数が集まりますが、中山 間の地域では募集人数程度しか集まらず選者ができない場合もあるなど、人の確保が困難な地域も発生 しています。

また、臨時職員或いはパート職員については、募集しても集まらないといった施設設置者の声があり ます。

仕事を求めている方の中には、臨時職員やパート職員を希望している有資格者もいますが、勤務時間 帯や賃金面での希望が合わず、雇用に繋がらない状態となっています。

③ 確保方策について

i 保育教諭、幼稚園教諭、保育士の必要数について

(単位・人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育教諭	73	73	71	71	69
幼稚園教諭	261	257	255	253	247
保育士	3,531	3,485	3,436	3,393	3,335

(マ) 正規除品(保容士, 研発圏教諭)の存齢構成

(7) 正規模員(休月工・初任國教訓)の中間情報										(\sum_	
	20歳以上	以上30歳未満 30歳以上40歳未満		40歳以上50歳未満 50歳以上		50歳以上5	0歳以上55歳未満		55歳以上		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数
公立保育所	165	17.6%	160	17.0%	225	24.0%	142	15.1%	247	26.3%	939
私立保育所	104	12.6%	247	29.9%	231	28.0%	109	13.2%	134	16.2%	825
小計	269	15.2%	407	23.1%	456	25.9%	251	14.2%	381	21.6%	1,764
公立幼稚園	15	18.5%	15	18.5%	18	22.2%	12	14.8%	21	25.9%	81
私立幼稚園	112	41.0%	77	28.2%	53	19.4%	18	6.6%	13	4.8%	273
小計	127	35.9%	92	26.0%	71	20.1%	30	8.5%	34	9.6%	354
合計	396	18.7%	499	23.6%	527	24.9%	281	13.3%	415	19.6%	2,118

※保育士・幼稚園教諭の確保に関する調査(県調査)

保育教諭(幼保連携型認定こども園における職員)については、保育士の資格と幼稚園教諭の免許 の両方を有していることが必要です。

現在、保育士・幼稚園教諭の約8割の職員は両方の資格を持っていますが、幼保連携型認定こども 園に勤務している者又は勤務を予定している者で、どちらか一方の資格しか持っていない職員は、資格を取る必要があります。

保育士・幼稚園教諭については、<u>今後減少する見込みとなっていますが、保育教諭は増加しており、トータルとしては5年後の令和6年度までほぼ横ばいの状態であることから、人材を継続して確</u>保していくためには、在職者及び新規採用者の定着化(離職防止)を促進する必要があります。

また、今後5年間で<u>約170名の正規職員の退職が見込まれることから</u>、退職者の補充も課題となってきます。

したがって、これらの職員の採用や雇用は、今後もますます必要となります。

イ 今後の取組について

このような状況から、保育士・保育教諭・幼稚園教諭について次のように確保を図るよう努めます。

○ 保育士・保育教諭・幼稚園教諭については、人格形成の基礎を培う大切な時期である乳幼児期に関わり、児童の成長を育む重要な役割を担っていることから、職員の確保と資質の向上を図るためにも継続した支援が可能な正規職員の配置を設置者に促します。

特に退職が見込まれる職員の確保については、計画的な雇用となるよう各市町村・各法人等設置者に促します。

- 〇 保育士の処遇改善をはじめとする勤務条件の向上や職場環境の改善を引き続き促進します。
- 保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない保育士及び幼稚園教諭の再就職等について、高知県社会福祉協議会・福祉人材センターを中心として、関係機関と密に連携し、事業者と求職者とのマッチングの強化や再就職に向けた研修の実施など、積極的に支援します。

保育教諭(幼保連携型認定こども園における職員)については、<u>新たな職員の要件であり、</u>保育士の 資格と幼稚園教諭の免許の両方を有していることが必要です。

現在、保育士・幼稚園教諭の約8割の職員は両方の資格を持っていますが、幼保連携型認定こども 園に勤務している者又は勤務を予定している者で、どちらか一方の資格しか持っていない職員は、資格を取る必要があります。

保育士・幼稚園教諭については、一時的に必要な人数が増え、その後減少する見込みとなっており、 5年後の平成31年度では、平成26年4月1日現在の職員数で、臨時職員・パートの職員も含めて必要な職員の確保ができる見込みとなっています。

しかし、この必要人数の見込みには、途中入所の児童に対する保育士の人数や、障害等により支援が 必要な児童に対する加配保育士の人数は含まれていません。

また、今後5年間で<u>退職が見込まれる正規職員が県内に約410名存在することから</u>、退職者の補充も 課題となってきます。

したがって、これらの職員の採用や雇用は、今後もますます必要となります。

<u>ii</u> 今後の取組について

このような状況から、保育教諭・幼稚園教諭・保育士について次のように確保を図るよう努めます。

○ 保育教諭・幼稚園教諭・保育士については、人格形成を培う大切な時期である乳幼児期に関わり、 児童の成長を育む重要な<u>業務であるため</u>、職員の質の確保と向上を図るためにも継続した支援が可能な 職員の確保を設置者に促します。

特に退職が見込まれる職員の確保については、計画的な雇用となるよう各市町村・各法人等設置者に促します。

- 保育士の処遇改善をはじめとする勤務条件の向上や職場環境の改善を促進します。
- 保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない<u>「保育士」及び「幼稚園教諭」</u>の再就職等 について、高知県社会福祉協議会・福祉人材センターを中心として、関係機関と密に連携し、事業者と 求職者とのマッチングの強化や再就職に向けた研修の実施など、積極的に支援します。

○ 指定保育士養成施設に在籍している学生はもとより、中学生・高校生に対して保育士等に就職を目指す人材を確保するために、保育士等の業務内容などの広報等を強化します。

○ 指定保育士養成施設に在籍している学生はもとより、中学生・高校生に対して保育士等に就職を目指す人材を確保するために、保育士等の業務内容などによる普及啓発を図ります。

○保育士修学資金の貸付により、保育士資格取得を目指す学生を支援するほか、保育士の補助を行う 者の雇上げに必要な費用、未就園児を持つ保育士の子どもの保育料等や潜在保育士の再就職のための 準備に必要な費用についても貸付を行います。

iii 資格取得支援について

幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図るため、国の特例制度を活用し、幼保連携型認定こど も園の保育教諭に必要とされる幼稚園教諭免許及び保育士資格を併有するための資格取得について支援をします。

また、保育所や認可外保育施設等で勤務している資格を持っていない職員が、新たに保育士資格取得を目指す取組を支援します。

Ⅱ 人材育成、資質の向上を図るための取組

①親育ち支援の充実

核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子<u>どもと十分に向き合うことが難しい保護者や</u>子育てに不安や悩みを抱える保護者が増えていることから、日常的・継続的に親育ち支援を行うことが必要になっています。

そのため、保育所・幼稚園等における職員については、職員の資質向上とともに、保護者への親育ち支援等の充実も必要となっています。

- ・保育所・幼稚園等全体で取り組むための体制づくり(担当配置)の促進
- ・保育者や保育者の親育ち支援力向上のための研修の充実

②質の高い教育・保育を受けることができる環境づくり

質の高い教育・保育の提供のために、教育委員会幼保支援課と教育センターが中心となって、すべての保育者に対する研修の機会が保障されるよう取り組むとともに、研修に参加するための代替職員

iii 資格取得支援について

幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図るため、国の特例制度を活用し、幼保連携型認定こども 園の保育教諭に必要とされる幼稚園教諭免許及び保育士資格を併有するための資格取得について支援 をします。

保育所や認可外保育施設等で勤務している<u>ものの</u>資格を持っていない職員が、新たに保育士資格取得 を目指す取組を支援します。

Ⅱ 人材育成、資質の向上を図るための取組

核家族化や少子高齢化等を背景に、子どもへの接し方がわからなかったり、子育でに不安や悩みを抱えたりする保護者が増えていることから日常的・継続的に親育ち支援を行うことが必要となっています。

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業における職員については、職員の質の向上とともに、 保護者への親育ち支援等の充実も必要となってきます。

今後も教育委員会幼保支援課及び教育センターが中心となって、子どもたちの健やかな育ちのために、「親の子育て力の向上」「園の親育ち支援力の向上」「保護者と園の相互理解の促進」を目的とした 研修を実施します。

また、質の高い保育・教育の提供のために、保育教諭、幼稚園教諭、保育士のキャリアアップ研修等、 すべての職員の研修の機会が保障されるよう取り組むとともに、研修に参加するための代替職員の確保 の確保等について支援を行い、参加しやすい研修の実施に努めます。

また、保育者に求められる資質・指導力の向上のため、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」 の活用の周知・徹底を図ります。

- ・保育所保育指針等に沿った指導方法の確立
- ・保育者のキャリアステージごとに求められる資質・指導力の向上のための、「高知県教育・保育の質 向上ガイドライン」の活用と周知・徹底
- ・アドバイザーや指導主事による園内研修への訪問指導等の充実
- ・保育所・幼稚園等での組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化 (「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」の活用)
- ・基本研修(基礎・中堅・管理職ステージ)と県の施策に応じた専門研修(全保育者対象)の実施
- ・理論と実践を連動させ、学びの積み上げとなる研修の実施
- ・障害児保育や児童虐待等について、専門性を高める研修の実施
- ・県内大学等と連携した質の高い研修の実施

③幼保支援アドバイザー等の配置

・幼保支援アドバイザーや親育ち支援アドバイザー等の確保に努め、保育所・幼稚園等への訪問指導 を行い、保育者等の資質や専門性を高め、教育・保育の充実を図ります。

Ⅲ 地域型保育事業に従事する職員等の育成支援

地域型保育事業に従事する職員については、<u>保育士又はその他保育に従事する職員(子育で支援員等)として</u>市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した者とされています。

<u>この研修については、</u>県が主体と<u>なり</u>国が示す<u>「子育て支援員研修事業実施要綱」</u>に基づいて<u>実施</u> <u>しています。</u>

平成31年4月現在の施設数は31施設となり、これまでの5年間で17施設増加しています。また職員数(保育士、家庭的保育者及び子育て支援員を含む)も増加しています。

24ページにある「(イ) 保育士・保育教諭・幼稚園教諭は不足しているか」では、地域型保育事業 所において職員数は不足していない状況です。 等について支援を行うとともに、参加しやすい研修の実施に努めます。

障害児保育やDV・虐待を受けている子どもへの対応など、専門性を高める研修を実施するとともに、 県内大学等と連携した質の高い研修の実施を図ります。

Ⅲ 地域型保育事業に従事する職員等の育成支援

地域型保育事業に従事する職員については、市町村<u>が実施する</u>研修<u>または市町村が指定する研修を受</u> <u>講しなければならないとされています。</u>

研修については、県が主体となって国が示すガイドラインに基づいて計画的に研修を実施します。 また、新たに「子育で支援員(仮称)」としての認定するための研修についても、国が示すガイドラインによる全国共通の研修課程に基づいて、計画的に研修の実施に努めます。



※特定教育・保育施設等運営状況調査(県調査)

※H27及びH28年度は、子育て支援員数不明のため、保育士及び家庭的保育者数で計上。

しかしながら、平成28年7月に「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正を行い、保育所等の職員配置について児童が少数となる朝夕等の時間帯等に子育て支援員を置くことが可能となる特例を設けたことで、子育て支援員の従事範囲が広がったことから、保育所等において子育て支援員へのニーズが高まっています。こうした状況を踏まえ、引き続き研修を実施し、子育て支援員を養成していきます。

研修修了者の状況

年度	H26※	H27	H28	H29	H30
子育で支援員 (地域保育コースのうち、地域 型保育を修了している者)	44	111	87	89	88
(累計)		(155)	(242)	(331)	(419)
家庭的保育者	6	9	5	6	実施なし
(累計)		(15)	(20)	(26)	(26)

※H26年度は、地域型保育人材育成研修(基礎研修・認定研修)の修了者

(5) 教育・保育情報の公表

① 情報の公表に関する基本的な考え方

教育・保育施設及び地域型保育事業者における教育・保育の内容、運営状況に関する情報等について、 県のホームページ等で公表し、保護者が適切かつ円滑に判断できる機会を確保します。

- ② 基本的な公表項目
- ○施設名・種類・住所
- 〇設置者の名称・住所、代表者情報
- ○建物の構造概要、見取り図、設備概要
- 〇利用定員及び在園児数 (年齢ごと)
- 〇障害のある子どもの受け入れ体制
- ○運営規程
- 〇苦情処理対応
- 〇職員の勤務体制、勤務実態(氏名公表なし)、平均的な保育教諭、幼稚園教諭、保育士の経験年数
- 〇入所選考基準(1号認定の受け入れの場合のみ)
- 〇保育料以外に必要な費用
- 〇施設の教育・保育方針
- ○1日の保育・教育予定表及び年間行事予定等

(5) 教育・保育情報の公表

① 情報の公表に関する基本的な考え方

教育・保育施設及び地域型保育事業者における教育・保育の内容、運営状況に関する情報等について、 県のホームページ等で公表し、保護者が適切かつ円滑に判断できる機会を確保します。

- ② 基本的な公表項目
- 〇施設名·種類·住所
- 〇設置者の名称・住所、代表者情報
- ○建物の構造概要、見取り図、設備概要
- 〇利用定員及び在園児数 (年齢ごと)
- 〇障害のある子どもの受け入れ体制
- ○運営規程
- 〇苦情処理対応
- 〇職員の勤務体制、勤務実態(氏名公表なし)、平均的な保育教諭、幼稚園教諭、保育士の経験年数
- 〇入所選考基準(1号認定の受け入れの場合のみ)
- 〇保育料以外に必要な費用
- ○施設の教育・保育方針
- ○1日の保育・教育予定表及び年間行事予定等

新旧対照表

新

1. 地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)

第2節 地域における子育て支援

(1) 利用者支援事業

健康対策課、児童家庭課

① 事業の概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育<u>・保健その他の子育で支援の情報提供</u>及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

また、利用者の支援に際しては、利用者の視点に立った寄り添う支援を行い、子育て家庭の不安感や負担感を軽減する役割が期待されています。

いずれかの類型を選択して実施

①「基本型」:子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する形態

(主として身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設での実施)

②「特定型」: <u>待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として</u> 保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する形態

(主として、行政機関の窓口等を活用)

③「母子保健型」:<u>妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円</u> 滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施する形態

(主として子育て世代包括支援センターや、市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設で実施)

※事業の実施にあたっては、専門性の高い専任職員を配置する必要があります。

※基本型の実施先としては、主に地域子育て支援拠点などが想定されています。

② 現在の利用状況及び課題

「基本型」が1市、「特定型」が1市で実施されています。「基本型」及び「特定型」は、県内では、 待機児童が都市部と比べて少ないことや、地域子育て支援拠点の支援対象者が少ないこともあり、新 たに専任職員を1名確保して事業化することが難しいといった課題があります。

「母子保健型」は、県内19市町村20か所に設置され、母子保健コーディネーターを配置し、妊娠・ 出産・子育ての総合相談窓口となっています。令和2年度末には、全市町村に設置(機能確保を含む)

第2節 地域における子育て支援

1. 地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)

(1) 利用者支援事業

【少子対策課】

① 事業の概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育<u>施設や地域の子育で支援事業等の情報の提供</u>及 び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

IΒ

また、利用者の支援に際しては、利用者の視点に立った寄り添う支援を行い、子育て家庭の不安感や負担感を軽減する役割が期待されています。

いずれかの類型を選択して実施

①「基本型」:「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態

(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用)

②「特定型」: 主に「利用者支援」を</u>実施する形態

(主として、行政機関の窓口等を活用)

③「母子保健型」:保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に

応じて関係機関と協力して支援プランを策定する形態

※事業の実施にあたっては、専門性の高い専任職員を配置する必要があります。

※基本型の実施先としては、主に地域子育て支援センターなどが想定されています。

※特定型は、児童数が1万人以内で1箇所といった単位を想定しており、児童数の多い地域で

の実施が想定されます。

② 現在の利用状況及び課題

利用者支援事業は、待機児童の多い都市部の保育コンシェルジュなどを参考として、新制度において新たに事業化されたものです。

<u>県内では、待機児童が都市部と比べて少ないことや、地域子育て支援センターの支援対象数が少ないこともあり、新たに専任職員を1名確保して事業化することが難しいといった課題があります。</u>

される予定です。また、妊娠・出産によるホルモンバランスの乱れや環境の変化などで心身のバラン スを崩しやすいため、全ての妊産婦を対象とするポピュレーションアプローチによるメンタルヘルス 対策や産後ケア事業の拡充、さらには、父親を含めた家族への支援の充実が課題となっています。

③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

「基本型」「特定型」

◆子どもの少ない市町村では、子育て支援窓口や地域子育て支援<mark>拠点</mark>などが、利用者支援の役割を担 | 援の役割を担ってい<mark>る実態があり</mark>、各市町村の子育て支援窓口などの利用者支援の質の向上を目指す っており、各市町村の子育て相談窓口などの利用者支援の質の向上を目指すとともに、関係課と連携 して市町村の子育て相談対応の機能強化に向けた研修を充実します。

「母子保健型」

- ◆各市町村での産婦健康診査事業の導入により、産後うつ病など支援が必要な産婦に早期に対応でき るよう、市町村、産科医療機関、精神科医療機関の連携体制を強化する取り組みを進めていきます。
- ◆市町村の産後ケア事業のメニュー拡充に向けた支援を継続します。
- ◆市町村の母子保健コーディネーターや保健師等のアセスメント力の強化の ための研修会を継続して実施します。
- ④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

各市町村の子育て支援の相談窓口の機能強化を図るとともに、地域の子育て支援のニーズや利用状 況に応じて事業実施に向けた検討を促します。

また、母子保健事業と一体的に実施している母子保健型について、県内の全市町村(高知市につい ては複数設置)での事業実施とともに、さらなる機能の充実を目指します。

③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

◆子どもの少ない市町村では、子育て支援窓口や保健師、地域子育て支援センターなどが、利用者支 とともに、関係課と連携した相談対応につながる研修を充実します。

④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

子どもの数の少ない県内市町村では、特定型の事業ニーズは低い状況にありますが、様々な課題を 抱えながら子育でに不安や負担を感じている保護者を支援する基本型や母子保健型の事業ニーズは一 定あるものと考えています。

市町村の子育て支援窓口の質の向上を目指すとともに、高知市をはじめとする市部での事業実施に 向けた検討を促します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【児童家庭課】

① 事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- (3)地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)

② 現在の利用状況及び課題

地域子育て支援<u>拠点(国基準を満たさない拠点も含む。</u>以下、「<u>拠点</u>」という。)は、<u>令和元年7月</u> 1日現在で、<u>24</u>市町村<u>1広域連合 48</u>か所に開設されています。<u>また、拠点が設置されていない5町</u> 村においては、子育て中の親子が身近に集うことのできる場として、認定こども園やあったかふれあ いセンターなどでの子育て支援の取組がされています。

拠点では、子育で中の保護者が抱える様々な問題に対応するため、関係機関との連携体制を構築し、 妊娠期からの支援や父親の育児参画を促す取組、拠点を利用していない子育で家庭への支援など、二 一ズに応じた取組が必要です。

③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

- ◆保育所や<u>あったかられあいセンター、子育てサークル等と連携し、地域資源を活用した身近な地域での子育ての場の拡充の取組を支援します。</u>
- ◆<u>妊娠期から子育で期までの切れ目のない総合的な支援体制の構築に向け、</u>関係機関との連携を<u>支援</u> します。
- ◆妊娠期からの利用や父親の育児参画を促す取組を推進する市町村を支援します。
- ◆拠点職員等の資質向上のための研修や情報交換会等を実施します。
- ◆奸娠期から子育で期までの切れ目のない総合的な支援「高知版ネウボラ」の取組を推進します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【少子対策課】

① 事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応 じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)

② 現在の利用状況及び課題

地域子育て支援センター(以下、「センター」という。)は、平成26年9月1日現在で、21市町村43箇所に開設されています。 残る13町村では、子どもの数が少ないといった理由などからセンターを開設できていない状況です。

センターが開設されていない町村においては、子育て中の親子がいつでも身近に集うことのできる 場の確保が必要です。

また、センターが設置されている市町村においては、子育て中の保護者が抱える様々な問題に対する関係機関との連携体制の構築が必要です。

<u>さらに、センターを利用していない子育て家庭への支援や、妊娠期からの支援、父親の育児参加を</u> 促す取組など、新たな課題への取組が期待されます。

- ③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組
- ◆センター未設置市町村においても、子育て家庭が集える場が拡充されるよう保育所や<u>認定こども園などを活用した取組に対する支援を充実します。</u>
- ◆子育て家庭の支援が円滑に行われるよう、関係機関との連携を推進します。
- ◆妊娠期からの利用や父親の育児参加を促す取組を推進します。
- ◆すべての子育て家庭に支援が届くように、センター職員等が、乳児の家庭訪問に同行するなど、訪問型の子育で支援の取組を支援します。
- ◆「親子のふれあい」を通じて愛着が形成され、より良い親子関係が築けるように、各センターでの 親子のふれあいを充実します。

④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

<u>身近な地域で</u>子育て支援の場が拡充され、保育所や認定こども園を活用した小規模な<u>拠点</u>など○市町村、○か所の開設を目指します。

(3) 妊婦健康診査

【健康対策課】

① 事業の概要

母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦に対して、a妊娠週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握、b検査計測、c保健指導を実施するとともに、妊娠期間をとおして適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

・母子健康手帳交付時に併せて交付される妊婦健康診査の受診券(公費負担14回分)により、「標準的な妊婦健診のスケジュール」に示される妊娠初期~23週、24週~35週、36週~出産までといった各期間毎の望ましい時期に必要に応じた医学的な検査等を実施

② 現在の状況及び課題

妊娠に伴う経済的な負担を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促すために、県としても(腟分 泌物の細菌検査等)公費負担の充実に取り組むとともに、出産までに14回の妊婦健康診査の受診に ついて啓発しています。

しかし、妊娠満20週<u>(妊娠中期)</u>以降に妊娠の届出をされた方が平成3<u>0</u>年度で<u>65</u>人(うち分娩後2人)と、妊娠届の遅れにより望ましい健診時期に受診できない方や、健診を一度も受けることなく出産となる方もいます。

- ③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組
- ◆妊娠中の健康管理の重要性の啓発に努めます。
- 妊婦自身の主体的な健康管理意識の啓発
- 思春期からの意識の啓発

④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

<u>乳幼児の少ない町村における</u>子育て支援の場が拡充され、<u>国の基準を満たすセンターや、</u>保育所や 認定こども園を活用した小規模なセンターなど 25 市町村、50 箇所の開設を目指します。

(3) 妊婦健康診査

【健康対策課】

① 事業の概要

母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦に対して、a妊娠週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握、b検査計測、c保健指導を実施するとともに、妊娠期間をとおして適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

・母子健康手帳交付時に併せて交付される妊婦健康診査の受診券(公費負担14回分)により、「標準的な妊婦健診のスケジュール」に示される妊娠初期~23週、24週~35週、36週~出産までといった各期間毎の望ましい時期に必要に応じた医学的な検査等を実施

② 現在の状況及び課題

妊娠に伴う経済的な負担を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促すために、県としても(腟分 泌物の細菌検査等)公費負担の充実に取り組むとともに、出産までに14回の妊婦健康診査の受診につ いて啓発しています。

しかし、妊娠満20週以降に妊娠の届出をされた方が平成24年度で90人(うち分娩後2人)と、妊娠届の遅れにより望ましい健診時期に受診できない方や、健診を一度も受けることなく出産となる方もいます。

- ③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組
- ◆妊娠中の健康管理の重要性の啓発に努めます。
- 妊婦自身の主体的な健康管理意識の啓発
- ・思春期からの意識の啓発

- ◆本県独自に妊婦健康診査の検査項目を追加し、早産防止を目的とした医学的管理を徹底します。
- 妊娠初期の腟分泌物の細菌検査
- 妊娠中期の子宮頸管長の測定
- ◆周産期医療や母子保健事業従事者の資質の向上に取り組みます。
- ・周産期医療従事者の資質の向上のための周産期医療研修の実施
- 市町村等の母子保健従事者を対象とした「母子保健指導者研修会」の実施
- ④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

妊婦健康診査の実施に係る市町村の負担を軽減するための支援及び妊婦自身の主体的な健康管理のための啓発を引き続き行い、妊娠初期から出産までに正期産(妊娠37週~41週)の場合で概ね14回の定期的な健診を受診している妊婦が増えるとともに、未受診のまま出産に至る方を減少させることを目指します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【児童家庭課】

① 事業の概要

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問<u>することにより</u>、子育てに関する情報<u>の</u>提供<u>並びに乳</u> <u>児及びその保護者の心身の状況及び</u>養育環境の把握を行う<u>ほか、養育について相談に応じ、助言その</u> <u>他の援助を行う</u>事業です。

支援内容

- ・育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
- ・子育て支援に関する情報提供
- ・乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
- 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整
- ② 現在の利用状況及び課題

県内の全ての市町村が実施しています。<u>(うち平成30年度補助金交付20市町村)</u>

支援が必要と判断される家庭を把握し、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスにつなげ

- ◆本県独自に妊婦健康診査の検査項目を追加し、早産防止を目的とした医学的管理を徹底します。
- 妊娠初期の腟分泌物の細菌検査
- 妊娠中期の子宮頸管長の測定
- ◆周産期医療や母子保健事業従事者の資質の向上に取り組みます。
- ・周産期医療従事者の資質の向上のための周産期医療研修の実施
- ・市町村等の母子保健従事者を対象とした「母子保健指導者研修会」の実施
- ④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

妊婦健康診査の実施に係る市町村の負担を軽減するための支援及び妊婦自身の主体的な健康管理のための啓発を引き続き行い、妊娠初期から出産までに正期産(妊娠37週~41週)の場合で概ね14回の定期的な健診を受診している妊婦が増えるとともに、未受診のまま出産に至る方を減少させることを目指します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【児童家庭課】

① 事業の概要

生後4カ月までの乳児のいる<u>すべて</u>の家庭を訪問<u>し</u>、子育て支援に関する情報提供<u>や、</u>養育環境等の 把握を行う事業です。

- ・育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供 等を実施
- ・親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる

② 現在の利用状況及び課題

児童福祉法に基づく実施が24市町村(うち補助金交付18市町村)、母子保健法に基づく実施が8町村、その他の事業による実施が2町村と、県内の全市町村が実施しています。

ることで、早期に養育環境の改善を図っていくために、訪問者の人材育成や資質向上の取組を継続し て行う必要があります。

- ③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組
- ◆当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金の交付
- 質向上に取り組む市町村を支援します。
 - 市町村職員等を対象とした研修等の実施
- ④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

5年後も全市町村における全戸訪問が引き続き実施されているとともに、支援の必要な家庭の把握 と適切な支援につなげることのできる訪問者の育成に努めます。

支援が必要と判断される家庭を把握し、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスにつなげ ることで、早期に養育環境の改善を図っていくために、訪問者の人材育成や資質向上の取組を継続し て行う必要があります。

- ③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組
- ◆当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金の交付
- ◆市町村職員等を対象とした児童相談所による研修などを行うことにより、訪問者の人材育成及び資 │◆市町村職員等を対象とした児童相談所による研修などを行うことにより、訪問者の人材育成及び資 質向上に取り組む市町村を支援します。
 - 市町村職員等を対象とした研修等の実施
 - ④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

5年後も全市町村における全戸訪問が引き続き実施されているとともに、支援の必要な家庭の把握 と適切な支援につなげることのできる訪問者の育成に努めます。

(5)養育支援訪問事業、

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【児童家庭課】

<養育支援訪問事業>

① 事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

家庭を訪問し、以下の内容を実施

- ・妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を 迎えるための相談・支援
- ・出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- ・不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援
- ・児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家 庭復帰が適切に行われるための相談・支援

② 現在の利用状況及び課題

県内の全ての市町村が実施しています。(うち平成30年度補助金交付18市町村)

個々の家庭の抱える課題や養育上の諸問題の解決、負担の軽減に向けて、訪問者の人材育成や資質 向上の取組を継続して行う必要があります。

- ③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組
- ◆当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金の交付
- ◆児童相談所等による市町村職員等を対象とした研修や児童福祉司任用資格指定講習の実施に継続 して取り組みます。
 - 市町村職員等を対象とした研修等の実施

(5)養育支援訪問事業、

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【児童家庭課】

<養育支援訪問事業>

① 事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言<u>や家庭内での育</u> 児等に関する具体的な援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

- ・ 産 褥 期 (※) の母子への育児支援や簡単な家事等の援助
- 未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導
- ・養育者の身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- ・若年の養育者に対する育児相談・指導
- ・児童が児童養護施設等を退所した後に、アフターケアを必要とする家庭等への養育相談・支援

② 現在の利用状況及び課題

児童福祉法に基づく実施が16市町村(うち補助金交付14市町村)、母子保健法に基づく実施が17 市町村、その他の事業による実施が1村と、県内の全市町村が実施しています。

個々の家庭の抱える課題や養育上の諸問題の解決、負担の軽減に向けて、訪問者の人材育成や資質 向上の取組を継続して行う必要があります。

- ③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組
- ◆当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金の交付
- ◆児童相談所等による市町村職員等を対象とした研修や児童福祉司任用資格指定講習の実施に継続して取り組みます。
 - ・市町村職員等を対象とした研修等の実施

・児童相談所による要保護児童対策地域協議会への参加及び助言

④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

養育支援が特に必要な家庭に対する指導・助言と育児等に関する援助につなげることのできる訪問 者の育成に努めます。

<子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業>

① 事業の概要

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の要保護児童対策調 整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び関係機関等の連携強化を 図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対 につなげる事業です。

② 現在の利用状況及び課題

県内全市町村が、「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

当該業務は、様々な関係機関との調整が必要ですが、市町村職員が調整業務を専任で担うことが難 しい状況にあります。

また、個々のケースへの対応や見立てが重要な業務であることから、人材育成や資質向上の取組を継 続して行う必要があります。

- ③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組
- ◆要保護児童地域対策協議会の機能強化の取組を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行 います。
- ◆児童福祉司任用<mark>前</mark>講習会や児童相談所等による市町村職員等を対象とした研修のほか、児童相談所 │ ◆児童福祉司任用<mark>資格取得</mark>講習会や児童相談所等による市町村職員等を対象とした研修のほか、児童 が要保護児童対策地域協議会への参加及び助言を行うことにより、ケース対応や見立てを行う人材育

・児童相談所による要保護児童対策地域協議会への参加及び助言

④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

養育支援が特に必要な家庭に対する指導・助言と育児等に関する援助につなげることのできる訪問 者の育成に努めます。

(※) 産褥期(さんじょくき)

分娩後、妊娠する前の状態に戻るまでの約6~8週間の期間

<子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業>

① 事業の概要

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の専門性の強化及び 関係機関等の連携強化を図ることで、児童虐待の発生の予防とともに、早期発見・早期対応につなげ る事業です。

② 現在の利用状況及び課題

県内全市町村が、「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

当該業務は、様々な関係機関との調整が必要ですが、市町村職員が調整業務を専任で担うことが難 しい状況にあります。

また、個々のケースへの対応や見立てが重要な業務であることから、人材育成や資質向上の取組を継 続して行う必要があります。

- ③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組
- ◆要保護児童地域対策協議会の機能強化の取組を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行 います。
- 相談所が要保護児童対策地域協議会への参加及び助言を行うことにより、ケース対応や見立てを行う

成及び資質向上に取り組む市町村を支援します。

- 児童福祉司任用前講習の実施
- 市町村職員等を対象とした研修の実施
- ・児童相談所による要保護児童対策地域協議会への参加及び助言

④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

関係機関の連携のもと、地域の中で要保護児童の早期発見と、きめ細かな対応が行えるよう、要保 護児童対策地域協議会の活動の一層の強化を目指します。

(6) 子育て短期支援事業

【児童家庭課】

① 事業の概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難<u>に</u>なった<u>場合に</u>児童 養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【短期入所生活援助 (ショートステイ) 事業】

・保護者が、疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、児童の養育・保護を行う。(原則として7日以内)

【夜間養護等(トワイライトステイ)事業】

・保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、児童を預かる (宿泊可)

② 現在の利用状況及び課題

県内の26市町村が短期入所生活援助(ショートステイ)事業を実施(うち平成30年度補助金交付21市町村)しています。また、夜間養護等(トワイライトステイ)事業の実施は、高知市のみとなっています。

【施設の設置状況】・乳児院(高知市)

- ・児童養護施設(高知市・香南市・香美市・四万十市・佐川町)
- · 母子生活支援施設(高知市·安芸市)
- ファミリーホーム(高知市・四万十市・本山町)

人材育成及び資質向上に取り組む市町村を支援します。

- 児童福祉司任用資格指定講習の実施
- 市町村職員等を対象とした研修の実施
- ・児童相談所による要保護児童対策地域協議会への参加及び助言

④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

関係機関の連携のもと、地域の中で要保護児童の早期発見と、きめ細かな対応が行えるよう、要保 護児童対策地域協議会の活動の一層の強化を目指します。

(6) 子育て短期支援事業

【児童家庭課】

① 事業の概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難<mark>と</mark>なった<u>児童について、</u> 児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【ショートステイ】

・保護者が、疾病・就労など身体上・精神上・環境上の理由によって児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、 児童の養育・保護を行う (原則として7日以内)

【トワイライトステイ】

・保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となる場合等の緊急の場合に、児童養護施設など、保護を適切に行うことができる施設において、児童を預かる (宿泊可)

② 現在の利用状況及び課題

県内の21 市町村が<u>ショートステイ</u>を実施(補助金交付<u>18</u>市町村)しています。また、<u>トワイライ</u> <u>トステイ</u>の実施は、高知市のみとなっています。

【施設の設置状況】・乳児院(高知市)

- · 児童養護施設(高知市·香南市·香美市 · 四万十市·佐川町)
- · 母子生活支援施設(高知市·安芸市)
- ファミリーホーム(高知市・四万十市・本山町)

近隣に実施施設のない市町村への対応として、一時預かり事業などの実施状況や、当該事業の各市町村におけるニーズ量等も踏まえたうえで、事業の実施に向けて取り組む市町村への支援を行う必要があります。

- ③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組
- ◆当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
- ◆近隣に実施施設のない市町村における事業実施を働きかけます。
- ④ 計画期間内(5年後)に目指す姿 全市町村で、必要に応じて利用できる体制の実現を目指します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

【県民生活・男女共同参画課】

① 事業の概要

乳幼児や小学生等の児童の子育で中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを 希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関して、連絡・調整を行う事業 です。

【交付対象となる事業(会員数20人相当以上)】

- 提供会員及び依頼会員の募集、登録、その他会員組織業務
- ・相互援助活動の調整等

(事故が発生した場合に、円満な解決に向け会員間の連絡等を行うことを含む)

相互援助に必要な知識に関する講習会の開催

【利用できるサービスの内容】

- ・保育所、幼稚園、認定こども園等の送り・迎え、登園前・帰宅後の預かり
- ・放課後児童クラブへの登校前・終了後の預かり 等

② 現在の利用状況及び課題

令和元年7月1日現在で、県内10か所で実施しています。

近隣に実施施設のない市町村への対応として、一時預かり事業などの実施状況や、当該事業の各市町村におけるニーズ量等も踏まえたうえで、事業の実施に向けて取り組む市町村への支援を行う必要があります。

- ③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組
- ◆当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
- ◆近隣に実施施設のない市町村における事業実施を働きかけます。
- ④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

全市町村で、必要に応じて利用できる体制の実現を目指します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

【雇用労働政策課】

① 事業の概要

乳幼児や小学生等の児童の子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関して、連絡・調整を行う事業です。

【交付対象となる事業(会員数50人相当以上)】

- ・提供会員及び利用会員の募集、登録、その他会員組織業務
- 相互援助活動の調整等

(事故が発生した場合に、円満な解決に向け会員間の連絡等を行うことを含む)

・相互援助に必要な知識に関する講習会の開催

【利用できるサービスの内容】

- ・保育所、幼稚園、認定こども園等の送り・迎え、登園前・帰宅後の預かり
- ・放課後児童クラブへの登校前・終了後の預かり 等

② 現在の利用状況及び課題

平成26年9月1日現在で、県内1箇所(高知市)が実施しています。

今後の新たなセンターの開設に向けては、ニーズが顕在化しておらず、市町村において事業の実施 に踏み切れない状況です。引き続き、広く制度の周知を行い、ニーズを掘り起こしていく必要があり ます。また、実施市町村においても、ファミリー・サポート・センターの認知度は決して高くなく、 必要としている方に知ってもらうための周知が必要です。会員の確保に向けては、特に提供会員側に 預かりに対する不安感が先行しています。

さらに、子どもが病気になったときの支援を求める保護者が多いことや、居住地以外のセンター利 用を望む声があるなど、事業の充実が求められています。

- ③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組
- とで支援の拡大や充実につなげていきます。

また、実施市町村の活動をPRして、会員の増加につなげるよう、様々な機会をとらえて、周知を おこなっていきます。

・子育てイベントでのPR、啓発リーフレットの作成・配布

- 関係各課の広報誌等への掲載依頼
- ◆実施市町村においては、登録会員向けの講習会によって援助技術の向上を図っており、こうした運 | 営に対して財政的支援を継続して行います。
- ④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

事業の拡大や充実に向けて、引き続き業務内容の周知啓発活動を行うとともに、特に提供会員の確 保に向けた取組を支援し、5年後には、県内で提供会員が1,000人以上になることを目指します。

また、ファミリー・サポート・センターを設置している市町村の居住者以外も受け入れる広域利用 や、病児・病後児の預かりなどに取り組んでもらうための支援を行い、援助活動の充実を目指します。

高知市以外の市町村は未実施となっており、各市町村におけるニーズを踏まえたうえで、事業の実 施に向けて取り組む市町村への支援を行う必要があります。また、実施地域である高知市においても、 一部地域では提供会員が少なく、援助活動のバランスが取れていない状況にあります。

- ③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組
- とで支援の拡大や充実につなげていきます。

また、実施市町村の活動をPRして、会員の増加につなげるよう、様々な機会をとらえて、周知をお こなっていきます。

- ・広報誌「労政こうち」への掲載による周知
- 国、関係各課の広報誌等への掲載依頼
- ◆実施市町村においては、登録会員向けの講習会によって援助技術の向上を図っており、こうした運 営に対して財政的支援を継続して行います。
- (4) 計画期間内(5年後)に目指す姿

事業の拡大や充実に向けて、引き続き業務内容の周知啓発活動を行い、5年後には、新たに2市町 村以上がファミリー・サポート・センターを設置することを目指して取り組みます。

また、実施市町村への支援を引き続き行い、提供会員の拡大により援助活動の充実を目指して取り 組みます。

(8) 一時預かり事業 【幼保支援課】

① 事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認 定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点やその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を 行う事業です。

第2種社会福祉事業として位置づけられ、新制度においては4つの事業類型があります。

①一 般 型:保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を預かる事業 (現行事業 の後継)

②余裕活用型: 保育所や認定こども園等で利用定員に達していない場合に、乳幼児を定員まで 受け入れる事業

③幼 稚 園 型:幼稚園又は認定こども園において、1号認定の在籍園児の教育標準時間 以上の利用の実施 (園児以外の子どもの一時預かりも併せて実施可能)

(4)訪問型:児童の居宅において実施<u>(障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著</u>しく困難であると認められる場合等一定の要件に該当する者)

② 現在の利用状況及び課題

平成 27 年度の新制度開始以降、事業類型も増え、保育所等では、24 市町<u>村 100</u>か所(<u>令和元年</u>9月1日現在)で一時預かりを実施しています。

市町村のニーズ調査結果からは、子どもを一時的に預けた経験について「利用していない」との回答が約9割と多いものの、利用していない理由として「利用手続き等がわからない」との意見が2割程度あることから、市町村に丁寧な周知について促します。

(8) 一時預かり事業 【幼保支援課】

① 事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認 定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点やその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を 行う事業です。

第2種社会福祉事業として位置づけられ、新制度においては4つの事業類型があります。

①一 般 型:保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を預かる事業 (現行事業 の後継)

②余裕活用型:認定こども園等で利用定員に達していない場合に、乳幼児を定員まで受け入れる事業

③幼 稚 園 型:幼稚園又は認定こども園において、1号認定の在籍園児の教育標準時間 以上の利用の実施 (園児以外の子どもの一時預かりも併せて実施可能)

④訪 問 型:児童の居宅において実施 (特に支援が必要な児童を想定)

② 現在の利用状況

保育所等では、<u>18</u>市町<u>36</u>箇所(<u>平成26年</u>9月1日現在)が一時預かりを実施<u>しており、新制度に</u> おいても継続する予定です。

<u>地方裁量型認定こども園等では、自主事業として一時預かりを実施しており、平成27年度以降は新</u>制度の事業として財政支援を受けて実施することが見込まれます。

<u>幼稚園(幼保連携型及び幼稚園型認定こども園を含む。)では、45 園が預かり保育を実施しており、</u> 平成27 年度以降も継続する予定です。

障害児の一時預かりについても、他の障害児福祉サービスと連携し検討する必要があります。

③ 事業実施にあたっての課題

新制度の幼稚園、認定こども園などは市町村域を超えて広域で施設を利用している場合が多く、具体的なニーズの見込みを立てることが難しい側面があります。

子育て中の保護者の多様な保育ニーズへの対応が可能となる効果的な取組であり、一時預かりを実

③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

- ◆幼児教育・保育の無償化が始まり、一時預かりについても対象となることから、一時預かり保育の 質の向上について市町村と連携して取り組んでいきます。
- ◆保育従事者の研修(子育て支援員研修)について、人材確保の状況を市町村に確認しながら、継続 して取り組んでいきます。
- ◆一時預かり事業の実施場所、利用方法等の情報を提供し、保護者が利用しやすいよう周知を図りま □ す。
- IP などを活用した情報公開

4 計画期間内(5年後)に目指す姿

保育所・認定こども園等の教育・保育施設を利用していない保護者にとっては必要な事業で<mark>すが</mark>、 市町村によっては未就園児家庭が少ない状況もみられるため、市町村のニーズに応じて〇〇市町村〇 か所以上の事業実施を目指します。

幼稚園・認定こども園における1号認定の幼児についても、利用可能となるよう財政支援を行いな │ 幼稚園・認定こども園における1号認定の幼児についても、利用可能となるよう財政支援を行いなが がら、すべての幼稚園・認定こども園での実施を目指します。

また、休日・祝祭日において実施する施設についてもニーズに応じて増やしていきます。

施していない市町村への制度の周知・誘導などにより、一層の拡大を図っていく必要があります。

- 4 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組
- ◆新制度では、市町村の委託又は補助事業となっているため、確実に事業を実施するよう市町村に対 して助言・指導を行います。
- ◆非定期利用が中心となっている事業の特性に留意した研修事業を実施します。
- ・保育士・幼稚園教諭を対象とした研修の中で、一時預かり等の研修の実施
- 保育従事者の研修の実施
- ◆一時預かり事業の実施場所、利用方法等の情報を提供し、保護者が利用しやすいように周知を図り ます。
- HP などを活用した情報公表

5 計画期間内(5年後)に目指す姿

保育所・認定こども園等教育・保育施設を利用していない保護者にとっては、必要な事業であり、 各市町村において、1筒所以上の事業実施を目指します。

ら、すべての幼稚園・認定こども園での実施を目指します。

休日・祝祭日において実施する施設を増やします。

(9) 延長保育事業

【幼保支援課】

① 事業の概要

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間 帯以外において、認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。

新制度においては、2つの事業類型に応じた事業の実施が可能です。

①一般型:保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日、及び時間に おいて、保育所等で引き続き保育を実施

②訪問型: <u>居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える時間や保育所等における延</u> 長保育の利用児童数が1名となった場合に、児童の居宅に訪問し事業を実施

② 現在の利用状況及び課題

県内13市町村136か所(令和元年9月1日現在)の保育所等で11時間を超える乳幼児の受け入れが実施されています。

136_か所のうち、閉所時間が19時以降は113_か所となっており、23_か所は19時<u>より前</u>に閉所となっています。

保育の必要な乳幼児に対する保育所等の利用時間について<u>は</u>、「保育標準時間 (11 時間)」、「保育短時間 (8 時間)」の2通りの支給認定<u>が行われており</u>、いずれの場合も認定を受けた時間を超えて利用する場合は、延長保育事業の対象となります。

保護者によっては、「保育標準時間」を利用する選択、<u>あるいは</u>、「保育短時間+延長保育」の組み合わせの選択も可能で、保護者のニーズに応じた対応が可能となっています。

また、延長保育が必要な子どもが1~2名などと少人数の場合には、職員の配置や必要な財源の確保などの課題があります。

(9)延長保育事業

① 事業の概要

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間 帯以外において、認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。

【幼保支援課】

新制度においては、2つの事業類型に応じた事業の実施が可能です。

①一般型:保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日、及び時間に おいて、保育所等で保育を実施

②訪問型: 施設における小人数の延長保育のニーズ、過疎地域や障害児等に対応できる体制を 充実させるため、児童の居宅に訪問し事業を実施

② 現在の利用状況及び課題

県内13市町村104箇所(平成26年9月1日現在)の保育所で11時間を超える乳幼児の受け入れが 実施されています。

104 箇所のうち、閉所時間が 19 時以降は <u>85</u> 箇所となっており、<u>19</u> 箇所は 19 時<u>以前に</u>閉所となっています。

また、幼稚園・認定こども園でも長時間開所している施設があり、幼稚園で11 時間以上開所している園は9箇所(うち、19時以降に閉所7箇所)、認定こども園で11 時間以上開所している園は15 箇所 (うち、19時以降に閉所10箇所)となっています。

<u>平成27年度からは、</u>保育の必要な乳幼児に対する保育所等の利用時間について「保育標準時間 (11 時間)」、「保育短時間 (8 時間)」の2通りの支給認定<u>を行うようになり</u>、いずれの場合も認定を受けた時間を超えて利用する場合は、延長保育事業の対象となります。

保護者によっては、「保育標準時間」を利用する選択、<u>或いは</u>、「保育短時間+延長保育」の組み合わせ<u>を</u>選択も<u>できることから、当該事業の具体的なニーズの見込みを立てることが難しい側面があり</u>ます。

また、延長保育が必要な子どもが1~2名などと少人数の場合には、職員の配置<u>及び</u>必要な財源の確保などの課題があります。

- ③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組
- ◆保育所や認定こども園等が保育の必要な保護者のニーズに応えた開所時間を設定するよう、市町村に促します。
 - 延長保育促進事業
- ◆延長保育が必要な乳幼児が少人数の場合に<u>は</u>、施設での預かり以外の子育て支援サービス等も検討する必要があります。
 - ファミリー・サポート・センター事業の活用
- ④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

働きながら子育てを担う女性が多い本県の実情を踏まえ、保育所や認定こども園等で行う延長保育 事業については、〇市町村〇〇か所での実施を目指します。

急な残業など、突発的な事由によって延長保育が必要になる場合など、施設では対応しきれない延 長保育については、ファミリー・サポート・センター等の活用の検討も併せて実施します。

(10) 病児保育事業

【幼保支援課】

① 事業の概要

保育を必要としている乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているもの又は、病気の回復期ではあるものの集団保育が困難と認められるものを、病院や保育所等に付設された専門スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

国及び都道府県以外の者が事業を実施する場合は、予め都道府県知事に届け出る必要があります。

平成27年度以降は、3つの事業類型の事業の実施が可能です。

- ①病児・病後児対応型:病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施
- ②体調 不良児対応型:児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応などを図る
- ③非 施 設 型 (訪 問 型) :地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅を訪問し、一時的に保育を実施

- ③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組
- ◆<u>保育の必要な保護者の支給認定を11時間の認定をした場合、その保護者が利用する</u>保育所や認定こども園等が地域の実情に合った開所時間にするよう、市町村に促します。
 - 延長保育促進事業
- ◆延長保育が必要な乳幼児が少人数の場合に、施設でのお預かり以外の子育て支援サービス等も検討する必要があると考えます。
 - ファミリーサポートセンター事業の活用
- ④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

働きながら子育てを担う女性が多い本県の実情を踏まえ、保育所や認定こども園等で行う延長保育 事業については、21 市町村 149 筒所での実施を目指します。

急な残業など、突発的な事由によって延長保育が必要になる場合など、施設では対応しきれない延 長保育については、<u>訪問型延長保育事業及び</u>ファミリーサポートセンター等の活用の検討も併せて実 施します。

(10)病児保育事業

【幼保支援課】

① 事業の概要

保育を必要としている乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているもの又は、病気の回復期ではあるものの集団保育が困難と認められるものを、病院や保育所等に付設された専門スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

国及び都道府県以外の者が事業を実施する場合は、予め都道府県知事に届け出る必要があります。

平成27年度以降は、3つの事業類型の事業の実施が可能です。

- ①病児・病後児対応型:病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施
- ②体調不良児対応型:児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応などを図る
- ③非 施 設 型 (訪 問 型) :地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅を訪問し、一時的に保育を実施

② 現在の利用状況及び課題

「病児・病後児対応型」は<u>8市町村15</u>か所(<u>令和元年</u>9月1日現在)、<u>「非施設型(訪問型)」は4</u> <u>市4か所(令和元年9月1日現在)</u>、「体調不良児対応型」は<u>5</u>市<u>68</u>か所(<u>令和元年</u>9月1日現在) で実施されています。

保護者のニーズが高い事業ですが、小児科医等の不足などにより、実施箇所数が拡がりにくい現状 にあるとともに、感染症等の流行時期と利用者数が密接に関連するため、時期によって利用者が大き く増減し安定的な経営が難しい面もあります。

また、利用児童がいない場合の、職員の業務についても課題があります。

過疎地域などは、二一ズはあるものの実際の利用者の規模が小さいために、市町村単独での実施が 難しく、広域的な事業の実施も検討する必要があります。 難しく、広域的な事業の実施も検討する必要があります。

③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

保護者のニーズが非常に高い事業であり、検討をしている市町村に対し、課題の解消等について、 助言・支援を実施します。

また、小児科医不在など協力医療機関の確保が困難な地域については、施設型病児保育事業の広域での実施に向けた取組や、訪問型病児保育事業の取組を支援することにより、地域ニーズに応じた事業実施を促進します。

④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

働きながら子育でを担う女性が多い本県の実情を踏まえ、保護者が安心して子育でできるよう、県としても多面的な支援を行いながら、5年後には病児・病後児対応型<u>(非施設型を含む)</u>を〇市町村 〇か所、体調不良児対応型の〇市〇か所での実施を目指します。

② 現在の利用状況及び課題

「病児・病後児対応型」は<u>4市1村8</u>箇所(<u>平成26年</u>9月1日現在)、「体調不良児対応型」は<u>3</u>市 6箇所(<u>平成26年</u>9月1日現在)で実施されています。

保護者のニーズが高い事業ですが、小児科医等の不足などにより、実施箇所数が拡がりにくい現状 にあるとともに、感染症等の流行時期と利用者数が密接に関連するため、時期によって利用者が大き く増減し安定的な経営が難しい面もあります。

また、利用児童がいない場合の、職員の業務についても課題があります。

過疎地域などは、ニーズはあるものの実際の利用者の規模が小さいために、市町村単独での実施が 難しく、広域的な事業の実施も検討する必要があります。

③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

保護者の二一ズが非常に高い事業であり、検討をしている市町村に対し、課題の解消等について、 助言・支援を実施します。

④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

働きながら子育てを担う女性が多い本県の実情を踏まえ、保護者が安心して子育てできるよう、県 としても多面的な支援を行いながら、5年後には病児・病後児対応型を9市町村13箇所、体調不良児 対応型の2市3箇所での実施を目指します。

(11) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) 【生涯学習課】

① 事業の概要

労働などにより昼間<u>保護者が</u>家庭にいない児童に対して、授業の終了後等(放課後や長期休業等) に、小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業で す。

国の省令に基づき、市町村が放課後児童クラブの設備や運営に関する基準を条例で定めます。

放課後児童クラブの開所日数と時間については、年間250日以上、授業の休業日は1日8時間以上、授業の休業日以外は1日3時間以上を原則に、保護者や地域の状況等を考慮して、事業所ごとに定める

② 現在の利用状況及び課題

平成30年度末現在、放課後児童クラブは、高知市で94か所、高知市以外の市町村1学校組合で82か所と、計176か所で実施されています。(小学校における放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の実施校率は95.8%)

県では、平成19年度から、文部科学省が所管する地域の全ての子どもを対象とした「放課後子供 教室」とあわせ、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりと豊かな学びの場としての取組を 「放課後子どもプラン」として推進してきました。

地域の実情<u>や課題等に対応する形で</u>、放課後児童クラブか放課後子ども教室のどちらか、もしくはその両方が実施されているところですが、<u>平成30年9月に国が公表した、向こう5年間の取組方針や目標を掲げた「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、新・放課後子ども総合プラン推進事業として、従来からの取組を継承しながら次の段階へと発展させる取組を進めています。</u>

待機児童数を減少させるためには箇所数を増やす必要があることから、国が示す施設基準を満たしていない放課後児童クラブへの対応を含め、施設整備を引き続き行う必要があります。併せて、新たな施設の整備に伴い従事する職員の確保も課題となっています。

また、各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有や、発達障害 児等特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う専門知識の向上などが求められています。その他、家 庭の生活の困窮等で厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境の整備も必要です。

(11) 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業) 【生涯学習課】

① 事業の概要

保護者が労働などにより昼間家庭にいない<u>小学校に就学している</u>児童に対して、授業の終了後等(放課後や長期休業等)に、小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

新制度への移行に伴い、対象年齢がおおむね10歳未満から、小学6年生までとなるほか、国の省令に基づき、市町村が放課後児童クラブの設置や運営の基準を条例で定めます。

放課後児童クラブの開所日数と時間については、年間250日以上、授業の休業日は1日8時間以上、授業の休業日以外は1日3時間以上を原則に、保護者や地域の状況等を考慮して、事業所ごとに定める

② 現在の利用状況及び課題

平成26年9月1日現在、高知市では68箇所(実施校率100%)、高知市以外の市町村では67箇所(放 課後子ども教室とあわせて実施校率92%)で実施されています。

県では、平成19年度から、文部科学省が所管する地域の全ての子どもを対象とした「放課後子供教室」とあわせ、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりと豊かな学びの場としての取組を「放課後子どもプラン」として推進してきました。

地域の実情に沿って、放課後児童クラブか放課後子ども教室のどちらか、もしくはその両方が実施されているところですが、市町村や実施場所によって取組が異なっており、その格差を解消することが課題となっています。防災等の安全性の確保や体験・学習活動、参加する発達障害児等への支援などを、さらに充実させるためには、学校教育や福祉等の関係機関とも目的を共有し、連携を図ることが重要です。

<u>これらの支援を行うためには、</u>学校教育や福祉等の関係機関とも目的を共有し、連携を図ることが 重要です。

③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、総合的な放課後対策の充実を図ります。

- ◆国の「新・放課後子ども総合プラン」(※<u>1</u>)を実施する市町村等に対し財政的な支援を継続して 行います。
- ◆放課後児童支援員の認定資格研修を県が実施します。
- ・放課後児童クラブには「放課後児童支援員」の資格をもった専任の職員を支援の単位ごと(※2) に2人以上配置しなければならない。うち1人は補助員代替可。(R2.4.1から参酌基準)
- ◆放課後児童クラブや放課後子ども教室等の合同研修をより一層充実させて、<mark>資質向上を図ります</mark>。
- ・関係者のスキルアップと情報交換のため、現場のニーズを踏まえながら企画する研修<u>を年10回程</u>度実施。
- 【テーマ】 安全管理(防災、救急、不審者対応等)、体験・学習、発達障害児等への理解 など
- ◆放課後学び場人材バンクによる人材紹介や出前講座<u>の普及・活用により、多様な学びの機会を提供</u> します。
- ・地域人材や各種団体/企業の協力を得て、児童の体験・交流・学習の機会を提供
- ◆市町村が保護者利用料を減免した場合の助成(県1/2)を継続します。
- ◆家庭生活の困窮等で厳しい環境にある子どもも利用しやすいように、放課後児童クラブの利用要件 を満たす対象者への声かけを市町村に周知徹底します。
- ◆放課後児童クラブの新設や対象学年の変更、<u>専用区画の</u>面積の拡充など、量的拡充や質の改善に取り組む市町村等に対し、財政的な支援を行います。
- ◆ 放課後児童クラブに従事する人材確保のため、保育士等有資格者の発掘と確保に向けた効果的な広報を実施します。
- ◆<u>「高知県地域学校協働活動推進委員会」</u>において、行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、学校 関係者、社会教育関係者、学識経験者等を委員とし、放課後対策の総合的な在り方を検討していきま す。
- ◆必要に応じて学校教育や福祉等の関係機関との連携を図ります。

③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・<u>交流・学習</u>活動を行うことができるように、総合的な放課後対策の充実を図ります。

- ◆国の「放課後子ども総合プラン」(※)を実施する市町村等に対し、財政的な支援を継続して行います。
- ◆放課後児童支援員の認定資格研修を、県が実施します。
- ・新制度への移行に伴い、放課後児童クラブに有資格者の配置が必要(経過措置 H32.3.31 まで)
- ◆放課後児童クラブや放課後子ども教室等の合同研修を一層充実させて、<u>地域住民等の参画による教育支援活動を総合的に推進します。</u>
- 関係者のスキルアップと情報交換のための研修を実施

【テーマ】 安全管理 (防災、救急、不審者対応等)、<mark>家庭教育支援</mark>、体験・学習、発達障害児等への 理解 など

- ◆放課後学び場人材バンクによる人材紹介や出前講座等の内容を充実します。
- ・地域人材や各種団体/企業の協力を得て、児童の体験・交流・学習の機会を拡充
- ◆市町村が保護者利用料を減免した場合の助成(県1/2)を継続します。
- ◆放課後児童クラブの新設や対象学年の変更、活動面積の拡充など、量的拡充や質の改善に取り組む 市町村等に対し、財政的な支援を行います。
- ◆<u>「高知県地域による教育支援活動推進委員会」</u>において、行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、 学校関係者、社会教育関係者、<u>事業関係者</u>、学識経験者等を委員とし、放課後対策の総合的な在り方 を検討していきます。

④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

全ての子どもたちが放課後に、より安全で健やかに過ごせるよう、学校と地域、家庭が連携し、地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを推進します。

【指標】 避難訓練の実施 100%

防災マニュアルの作成 100%

学校との定期的な連絡 90%

新・放課後子ども総合プランを活用した「放課後学びの場(子どもたちの学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる学習活動の場)」の取組を推進し、全ての子どもたちが放課後に様々な学習・体験・交流活動ができるよう、市町村の取組を支援します。

【指標】 学習支援の実施 98%

- ・放課後児童クラブを利用する児童が、放課後子ども教室などの全ての子どもが参加する学習<u>・体験</u> プログラムに参加することができるよう、市町村の取組を支援します。
- ・放課後子ども教室において、放課後児童クラブの対象児童を含む地域の子ども全てを対象とした学習・体験プログラムが充実するよう、市町村の取組を支援します。

(※1) 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)

平成26年7月31日付けで策定された、「放課後子ども総合プラン」において、</u>共働き家庭等の「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後健全育成事業(放課後児童クラブ)及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動などを行う事業(放課後子供教室)の計画的な整備等を進めることとされた。

これにより放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人 分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家 庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課 後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。

また、小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たし

④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

全ての子どもたちが放課後に、より安全で健やかに過ごせるよう、学校と地域、家庭が連携し、地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを推進します。

【指標】 避難訓練の実施 100%

防災マニュアルの作成 100%

学校との定期的な連絡 90%

放課後子ども総合プランを活用した「放課後学びの場(子どもたちの学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる学習活動の場)」の取組を推進し、全ての子どもたちが放課後に様々な体験・交流・学習活動ができるよう、市町村の取組を支援します。

【指標】 学習活動の実施 95%

- ・放課後児童クラブを利用する児童が、放課後子ども教室などの全ての子どもが参加する学習プログラムに参加することができるよう、市町村の取組を支援します。
- ・放課後子ども教室において、放課後児童クラブの対象児童を含む地域の子ども全てを対象とした学習プログラムが充実するよう、市町村の取組を支援します。

(※)「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日策定)

共働き家庭等の「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が 放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、文部科学省と厚生労 働省が協力し、一体型を中心とした放課後健全育成事業(放課後児童クラブ)及び地域住民等の参画 を得て、放課後等に全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動などを行う事業(放課後子供教室) の計画的な整備等を進めることとされた。 ていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

そのため、引き続き放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するよう 目標を設定し、両事業の連携を前提とした、2019 年度から向こう5年間を対象とする新たなプランを 策定した。

(※2) 支援の単位

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」における児童の集団の規模を示す基準であり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として行う。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【幼保支援課】

① 事業の概要

低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等<u>又は特定子ども・子育て支援</u>を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用等の一部を助成する事業です。

①日用品・文房具等に要する費用 対象:生活保護世帯(第1階層) ②副 材 料 費 に 要 す る 費 用 対象:新制度に移行していない対推園の低所得世帯 _(第1~3階層)及び第3子以降

② 現在の利用状況

平成30年度末現在では、2市町65か所において実施されています。

- ③ 事業の推進に向けた具体的な取組及び計画期間内(5年後)に目指す姿
- ◆各市町村の二一ズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【幼保支援課】

① 事業の概要

低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等<u>の提供</u>を受けた場合において、保護者が支払うべき<u>日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する</u>費用等の一部を助成する事業です。

- 2 事業の推進に向けた具体的な取組
- ◆各市町村の二一ズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【幼保支援課】

① 事業の概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める <u>うえ</u>で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、<u>私立</u>認定こども園における特別な支援が必要な子 どもの受入れ体制を構築する事業です。

(1)新規参入施設等への巡回支援

_____ 市町村が新規参入事業者に対して、保育士OBなど事業経験のある者を活用した巡回支援 等を行う。

②認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置 者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。

② 現在の利用状況及び課題

平成30年度末現在では、実施市町村がない状況です。平成27年度からの5年間では、認定こども 園特別支援教育・保育経費について、平成29年度に1市のみ利用しています。

- ③ 事業の推進に向けた具体的な取組及び計画期間内(5年後)に目指す姿
- ◆各市町村の二一ズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【幼保支援課・少子対策課】

① 事業の概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を構築する事業です。

2 事業の推進に向けた具体的な取組

◆各市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援します。

新旧対照表

第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の充実 【児童家庭課】

<児童虐待の状況>

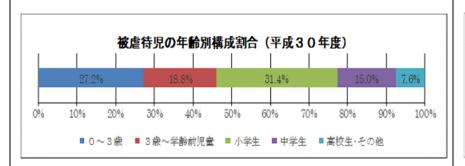
○ 平成30年度の児童虐待の相談総数のうち、虐待と認定し対応した件数は420件で、平成29年度に比べて94件(28.8%)増加しています。

新

○ 被虐待児を見ると、乳幼児期の子どもが約<u>半数</u>、小学生が約<u>3</u>割を占めています。また、主な虐 待者の構成割合をみると、<u>両親が32.1%、実父が31.0%、実母が23.6%</u>となっています。



出典:「児童相談所が受け付けた児童相談の状況等 公表資料」



第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の充実 【児童家庭課】

<児童虐待や不登校の状況>

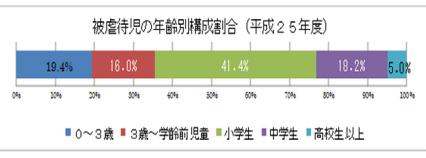
〇 平成<u>25</u>年度の児童虐待の相談総数のうち、虐待と認定し対応した件数は<u>181</u>件で、平成<u>24</u>年度に比べて<u>28</u>件(18.3%) 増加しています。

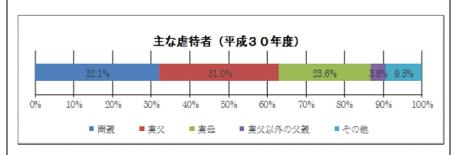
IΒ

〇 被虐待児を見ると、乳幼児期の子どもが約3割、「小学生」が約4割を占めています。また、主な虐待者の構成割合をみると、「実母」が48.1%、「実父」が16.6%となっています。



出典:「高知県中央・幡多児童相談所 業務概要」





出典:「児童相談所が受け付けた児童相談の状況等 公表資料」

児童虐待から子どもを守るために、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護、保護者等への 支援等について、迅速・適切な対応を目指し総合的な対策に取り組みます。

(1)子どもの権利擁護

体罰によらない子育で等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子 育てに関する理解が社会で広まるよう周知するとともに、児童養護施設等に入所する子どもについて も権利擁護が図られるよう支援します。

① 現状と課題

被措置児童等虐待対応ガイドラインの策定

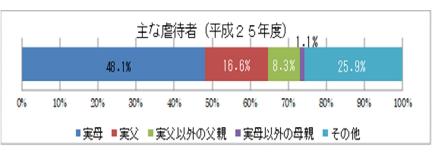
・本県では、被措置児童等虐待通告制度が適切に運用されるよう「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を策定し、迅速に対応できる体制を整えています。

子どもの権利ノートの活用(施設入所児童への配布・活用)

・本県では、「自らが守られる権利や守るべき義務」と「権利が侵害された場合の意思表明の仕方」 などについて説明した「子どもの権利ノート」を、施設に措置される小学生以上の児童全員に配布しています。

児童養護施設等の第三者評価制度の受審

・児童養護施設等に対して、業務の質について外部の者による定期的な評価を受け、これらの結果を



出典:「高知県中央・幡多児童相談所 業務概要」

児童虐待から子どもを守るために、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護、保護者等への 支援等について、迅速・適切な対応を目指し総合的な対策に取り組みます。

(5) 子どもの権利擁護の推進 【2. 社会的養護体制の充実より】

① 現状と課題

被措置児童等虐待対応ガイドラインの策定

・本県では、被措置児童等虐待通告制度が適切に運用されるよう「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を策定し、迅速に対応できる体制を整えています。

子どもの権利ノートの活用(施設入所児童への配布・活用)

・本県では、「自らが守られる権利や守るべき義務」と「権利が侵害された場合の意思表明の仕方」などについて説明した「子どもの権利ノート」を、施設に措置される小学生以上の児童全員に配布しています。

児童養護施設等の第三者評価制度の受審

・児童養護施設等に対して、業務の質について外部の者による定期的な評価を受け、これらの結果を

公表し、常にその改善を図るよう義務づけています。

② 取組の方向性と具体的な取組

- ◆被措置児童等虐待が発生した場合は、これまでと同様に被措置児童等虐待対応ガイドラインに基づき、迅速かつ適切な対応を行います。
- ◆入所児童に対する「子どもの権利ノート」の配布と権利の説明を着実に実施します。
- ◆全施設において計画的な第三者評価の受審が継続的に実施されるよう支援及び指導を行います。
- ◆体罰のない子育でについて周知するとともに、体罰や暴言が子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼ すこと等の理解の促進に取り組みます。

(2) 児童虐待の発生予防・早期発見

県は、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦を適切な支援につなげるための 環境整備や市町村等の取組への支援を行っていきます。

また、児童相談所は、市町村やその他の関係機関との適切な役割分担及び連携を図り、積極的な情報共有、支援方針の協議などの協働に努めます。

① 現状と課題

要保護児童対策地域協議会の運営

- ・平成20年度までに、県内全ての市町村で要保護児童対策地域協議会が設置され、保育所、学校、 警察、医療機関等とのネットワークによる地域での児童虐待の未然防止等に取り組んでいます。 さら に、児童に関わる様々な機関から更なる参加及び協力を得て、連携を強化していく必要があります。 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進
- ・市町村では、相談窓口の職員の約3割が新任という配置状況が続いていることから相談支援のノウ ハウが定着・蓄積しづらい状況にあります。

悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備

・<u>予期しない</u>妊娠や、妊娠中においても様々な不安や悩みを抱えている妊婦等が、自ら相談できるような「相談しやすい」体制の整備や、相談窓口の周知が更に必要です。

公表し、常にその改善を図るよう義務づけています。

② 取組の方向性と具体的な取組

- ◆被措置児童等虐待が発生した場合は、これまでと同様に被措置児童等虐待対応ガイドラインに基づき、迅速かつ適切な対応を行います。
- ◆入所児童に対する「子どもの権利ノート」の配布と権利の説明を着実に実施します。
- ◆全施設において計画的な第三者評価の受審が継続的に実施されるよう支援及び指導を行います。

(2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

(3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

児童相談所と市町村その他の関係機関との適切な役割分担及び連携を推進します。

県は、妊娠等に関して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備、悩みに応じて支援制度の情報 提供を行い、市町村が行う養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭の把握や、必要な支援につなぐ 仕組みの充実・強化を支援します。

① 現状と課題

要保護児童対策地域協議会の現状

・平成20年度までに、県内全ての市町村で要保護児童対策地域協議会が設置され、保育所、学校、警察、医療機関等とのネットワークによる地域での児童虐待の未然防止等に取り組んでいます。

市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

・市町村では、相談窓口の職員の約3割が新任という配置状況が続いていることから相談支援のノウ ハウが定着・蓄積しづらい状況にあります。

悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備

・望まない 妊娠や、妊娠中においても様々な不安や悩みを抱えている妊婦等が、自ら相談できるような「相談しやすい」体制の整備や、相談窓口の周知が更に必要です。

養育支援を必要とする家庭の把握

・市町村の保健部署が行う乳児健診や1歳6か月児健診、3歳児健診など各種健診の未受診児へのフォローを確実に実施し、支援が必要な家庭を早期に把握し、保健部署と児童福祉部署の連携につなげる仕組みの充実・強化が必要です。

② 取組の方向性と具体的な取組

- ◆要保護児童対策地域協議会の運営に対する支援
- ・児童相談所が要保護児童対策地域協議会の構成員として参加するとともに、<u>個別ケースに係るリスク評価や支援方針の策定等が適切に行われるよう、各市町村への訪問による個別支援を行います。</u>
- ・要保護児童対策地域協議会調整機関(市町村)職員及びその構成員に対する研修企画等の充実に向けた運営支援を行います。

◆市町村の相談支援体制強化のための支援

- ・各市町村において総合的なソーシャルワークを行う機能を確保するため、子ども家庭総合支援拠点 の設置を推進します。
- ・庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携強化を推進するため、児童虐待防止対策コーディネーターの配置を進めます。
- ・相談支援に当たる職員の対応能力の向上のための研修を行います。
- 市町村職員の児童福祉司任用資格の取得を推進するため、児童福祉司任用前講習等を行います。
- ◆妊娠等に対して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備
- ・ハイリスク妊婦や特定妊婦などの早期把握と、妊娠中からの関係づくりを促進する市町村の取組を 支援するとともに、予期しない妊娠等に対する相談窓口の周知を進めます。
- ◆養育支援を必要とする家庭の把握
- ・妊娠期から乳幼児期までの健康診査や相談事業の実施及び<mark>医療等と市町村と</mark>の連携<u>及び</u>情報共有により、養育支援を必要とする子どもや<u>妊婦の家庭</u>を把握し、必要な<u>環境整備や</u>支援につなぐ市町村の取組を支援します。

養育支援を必要とする家庭の把握

・市町村の保健部署が行う乳児健診や1歳6か月児健診、3歳児健診など各種健診の未受診児へのフォローを確実に実施し、支援が必要な家庭を早期に把握し、保健部署と児童福祉部署の連携につなげる仕組みの充実・強化が必要です。

② 取組の方向性と具体的な取組

- ◆要保護児童対策地域協議会の運営に対する支援
- ・児童相談所が要保護児童対策地域協議会の構成員として参加するとともに、<u>個別ケースの見立てを</u> 行うなどの個別支援を行います。
- ・人口集中地域における地域支援者会議の設置を働きかけます。
- ・要保護児童対策地域協議会調整機関(市町村)職員及びその構成員に対する研修企画等の充実に向けた運営支援を行います。
- ◆市町村の相談支援体制強化のための支援
- ・相談支援にあたる職員の対応能力の向上のための研修を行います。
- ・市町村職員の児童福祉司任用資格の取得を推進するため、児童福祉司任用<u>資格取得</u>講習等を行います。
- ・市町村の庁内連携と対応力の強化等の仕組みづくりを推進するため、モデル市町村の育成・強化を 図るとともに、他の市町村にそのノウハウを普及・拡充します。
- ◆妊娠等に対して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備

ハイリスク妊婦や特定妊婦などの早期把握と、妊娠中からの関係づくりを促進する市町村の取組を支援するとともに、望まない妊娠等に対する相談窓口の周知を進めます。

◆養育支援を必要とする家庭の把握

妊娠期から乳幼児期までの健康診査や相談事業の実施及び<mark>関係</mark>機関等と市町村の連携強化や情報共有 などにより、養育支援を必要とする子どもや<u>その保護者</u>を把握し、必要な支援につなぐ市町村の取組 を支援します。

また、乳幼児健診の未受診児へのフォローを確実に実施し、保健部署が把握した要支援ケースなどを児童福祉部署へつなぐ仕組みの充実・強化を推進します。

(3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応(児童相談所の体制強化等)

児童虐待防止対策の中心となる児童相談所では、ケースの組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするため、必要な人員の配置や法的関係業務について弁護士による指導又は助言を受けることができる体制整備、医学的な専門性確保のための医師の配置などにより、児童相談所の体制の強化を図っていきます。

① 現状と課題

職員の専門性向上

・児童相談所への児童虐待通告・相談件数は増加の一途をたどっており、一時保護の件数も高い水準 で推移している中、本県では国の基準を上回る児童福祉司を配置しているものの、経験の浅い職員が 多いため、専門性向上の取り組みが必要です。

法的対応力の強化

・児童相談所の業務における専門的な法的対応が求められる中、弁護士等の配置による対応力を強化 していく必要があります。

児童虐待死亡事例検証委員会の検証への対応

・児童虐待により死亡事例等の重大事例が発生した場合は、児童虐待死亡事例検証委員会を設置し、 その事例の背景や地域特性を踏まえた検証を行い、その検証結果に基づき、関係機関が適切な措置を 講じ、再発防止を図るための検証体制を整えています。

② 取組の方向性と具体的な取組

- ◆外部専門家の招聘による児童相談所の機能強化
- ◆児童福祉司や児童心理司における専門研修の充実
- ◆弁護士や医師等の配置による法的対応力及び医学的な専門性の確保
- ◆平成20年2月、平成26年12月、平成27年10月に発生した死亡事例について、それぞれ検証委員会からの提言に沿って再発防止の取り組みの実施

(1) 児童相談所の体制の強化

(4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

児童虐待防止対策の中心となる児童相談所の組織体制・運営の強化及び専門性の向上が重要です。 県は、児童虐待による死亡事例等の重大事例について、地域特性を踏まえた検証を行い、その結果 に基づき再発防止のための措置を講じます。

① 現状と課題

本県の児童相談所に配置されている児童福祉司及び児童心理司の人口当たりの配置は全国トップクラスではありますが、子どもや子育て家庭が抱える困難な相談に迅速・適切に対応するためには、専門性の一層の向上や組織体制・運営の強化、施設の整備等による支援体制の向上が常に求められています。

<u>中央児童相談所に併設されている一時保護所については、狭あい化や児童の混合処遇が課題となっ</u>ています。

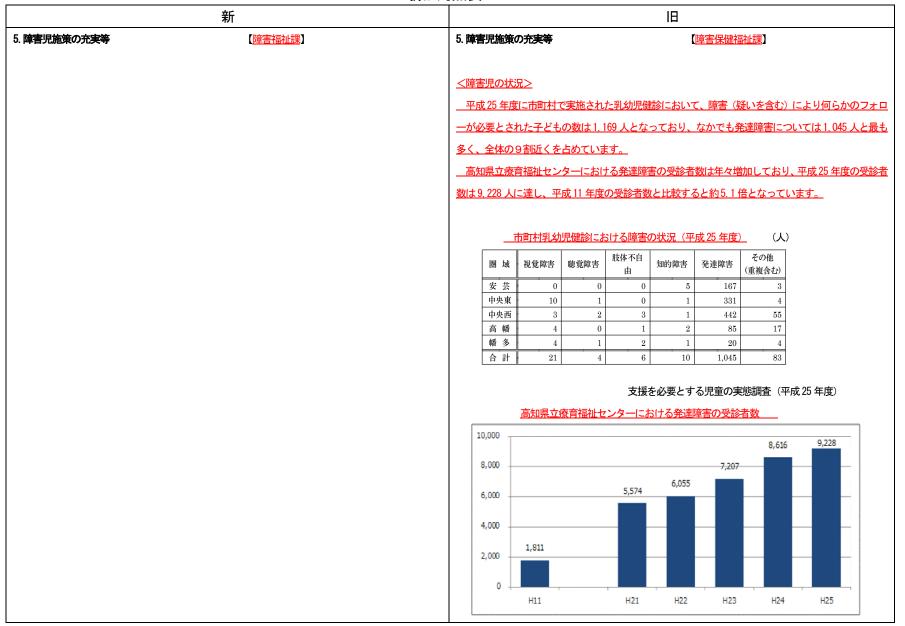
児童虐待により死亡事例等の重大事例が発生した場合は、児童虐待死亡事例検証委員会を設置し、 その事例の背景や地域特性を踏まえた検証を行い、その検証結果に基づき、関係機関が適切な措置を 講じ、再発防止を図るための検証体制を整えています。

② 取組の方向性と具体的な取組

- ◆児童相談所の組織体制や運営力の強化
- ・子どもの最善の利益を第一にした権限行使及び介入的アプローチの徹底
- 外部専門家の招へいや法的対応力の強化
- ◆児童相談所職員の人材の確保及び専門性の確保
- ・職種別・経験年数別職員体系表に基づく研修(児童相談所機能強化事業)
- ・児童相談所職員の県外(児相)への派遣研修
- ・児童福祉司・児童心理司の計画的な採用
- ◆児童養護施設等との連携強化
- ・児童養護施設等で子どもの問題行動に対して教育的に対処できるスキル習得のためのCSP(コモ

<u>ンセンスペアレンティング</u> 研修等の実施
◆一時保護所の環境整備(子ども総合センター(仮称)の整備)
・個室化やユニット化により児童が安心して生活できる空間の確保
・深夜の緊急一時保護に対応できる保護スペースの確保
◆平成20年2月に発生した死亡事例を検証した高知県児童虐待死亡事例 検証委員会から提言された
13項目の提言に沿った取組を継続します
◆平成26年12月に発生した死亡事例を検証するため「高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会」
 <u>を高知市と共同で設置し、事例の検証を行うとともに、再発防止の提言を受け、県と高知市が連携し</u>
て <u>更なる再発防止策に取り組みます。</u>

新旧対照表



県では、障害のある子どもが、その持てる能力を伸ばしていけるように、できるだけ早い時期、障害の疑いのある段階から、子どもやご家族にとってより身近な地域で専門的な療育支援が受けられるよう、障害児通所支援事業所の整備等について、高知県障害児福祉計画に位置付け、必要なサービスの確保を図っていきます。

<u>併せて、障害児通所支援などの専門的な支援を利用することにより、障害の有無に関わらず、すべ</u> ての児童、生徒が共に地域社会で成長できる体制づくりを目指していきます。

(1) 発達障害のある子どもと家族への支援

① 現状と課題

(ア) 診断前から支援が受けられる仕組みづくり

平成30年度の乳幼児健診について実施した調査によると、発達障害を含め、何らかのフォローが 公立の小中学校児童・ 必要な子どもに対して、市町村がフォローを行った子どもの割合は31.5%となっており、平成28年 年度県教育委員会調査) 度の26.9%と比較してフォロー率は上がってきています。 これらの子どもに対す

<u>早期発見は一定進んできましたが、支援を必要とする子どもが早期に適切な療育支援につながるよ</u> う、関係機関への確実なつなぎが必要です。

障害のある子どもへの支援にかかる施策の基本的な方向性として、障害のある子どもが、一人ひとり の特性や発達状況に応じて、可能な限り障害のない子どもと同じように一般施策としての子育て支援 の中で支援を受けられるようにしていくことを目指します。

そのための後方支援的な役割として、専門的・個別的な支援を確保する施策の充実を図っていくこととし、支援を行う施設等について、高知県障害福祉計画に位置付け、整備を進めていくこととします。

※「第4期障害福祉計画の策定に当たっての基本的な考え方」(抜粋)

居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援を確保 するとともに、障害のある子ども及びその家族に対して乳幼児から学校卒業まで一貫した効果的な支 援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、障害児通所支援及び障害児入所支援の整備につい ても、障害福祉計画に定め、計画的な取組みを進める。

※「第4期高知県障害福祉計画(平成27年度~平成29年度)」における障害児支援の提供体制の確 保(障害児通所支援の整備目標)

障害児通所支援の整備目標

43 箇所 (平成 26 年 7 月) →71 箇所 (平成 29 年度末)

(1)発達障害のある子どもと家族への支援

① 現状と課題

(ア) 診断前から支援が受けられる仕組みづくり

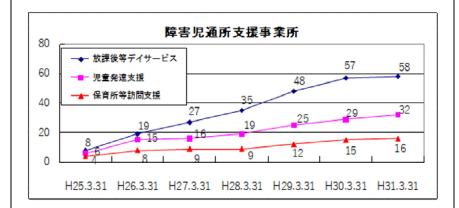
公立の小中学校児童・生徒の 7.6%には、何らかの発達障害に該当する可能性があります。(平成 25 年度県教育委員会調査)

<u>これらの子どもに対する支援の多くは、現状では、診断後から始まるものが多く、早期の介入が十分にできていない状況です。</u>

(イ) 発達障害に係る専門医師の養成、専門的な支援の場の拡充

発達障害の診療については、発達障害に関する関心や乳幼児健診等における早期発見の取り組みが 一定進んできたことに伴い、専門的な診断ができる医療機関への受診を希望する方が増加しており、 専門医師が不足している状況です。

また、児童発達支援事業所など専門的な療育機関数は増えてきていますが、県中央部に集中するなど地域に偏りがあり、身近な地域で早期療育支援を行うためには、さらに量的拡大を図る必要があります。



(ウ) ライフステージに応じた<u>一貫した</u>支援体制の構築

それぞれのライフステージや関係機関において、子どもの特性に応じた支援がなされていますが、 ライフステージが変わった時の引き継ぎや関係機関の連携が十分とは言えない状況にあります。

<u>乳幼児期、就学前、学齢期、青年期、就労に至るまで</u>支援機関が変わっても一貫した支援を受けられるような仕組みづくりが必要です。

(イ) 発達障害に係る専門医師の養成

療育福祉センターでは、発達障害の受診者数が増加しており、初診の待機期間が長期化しています。 発達障害に関する専門医師が大幅に不足している状況です。

(ウ) ライフステージに応じた支援体制の構築

それぞれのライフステージや関係機関において、子どもの特性に応じた支援がなされていますが、 ライフステージが変わった時の引き継ぎや関係機関の連携が十分とは言えない状況にあります。

<u>年齢ごとに多様な機関と関わる児童期において、</u>支援機関が変わっても一貫した支援を受けられるような仕組みづくりが必要です。

② 取組の方向性と具体的な取組

(ア) 診断前から支援が受けられる仕組みづくり

乳幼児健診等で早期に発見し、医師の診断がなくても、子どもの状況に応じた適切なフォローを早 い段階から地域で行う体制づくりを推進します。

また、早期に子どもの支援を行うためには、保護者の理解の促進や不安な気持ちに寄り添った支援 が必要であるため、身近な子育て支援の場と連携して、早い段階から保護者の支援も併せて実施して いきます。

- ◆乳幼児健診において発達の気になる子どもの早期発見を行うため、健診従事者を対象とした研修会 の開催
- ◆身近な地域で乳幼児の支援に関わる保健師や保育士等を対象とした、乳幼児の発達の見方や親支援 を学ぶ研修会の開催
- ◆障害児通所支援事業所や相談支援事業所、保育所等の職員を対象とした支援力向上のための体系的 な研修(発達障害児等支援スキルアップ研修)の開催
- ◆気になる子どもへの発達支援と、親の不安軽減や子どもへの対応力の向上を目的とした親支援を実 | ◆発達障害のある子どもやその保護者などへの支援を充実 施する市町村への支援
- ◆「ペアレント・メンター」の活用、「ペアレント・トレーニング」や「ペアレント・プログラム」 の実施などによる家族支援の充実
- ◆保育所や幼稚園の中で気になる子どもへの支援の促進
- (イ) 発達障害に係る専門医師等の養成、専門的な支援の場の拡充

高知ギルバーグ発達神経精神医学センターと高知大学医学部の寄附講座「児童青年期精神医学講 座」が連携して、医師や専門職の養成・育成を促進し、県内の診療体制を拡充強化します。

また、身近な地域で専門的な療育支援が受けられるよう、児童発達支援事業所等の拡充のため、専 門性の高い人材の育成や支援の質の向上に取り組みます。

- ◆研究員(医師や心理などの専門職)を中心とする医師等の養成・育成を促進し、診療体制の拡充強
- ・高知ギルバーグ発達神経精神医学センターを運営し、ギルバーグ教授による直接指導、県内医師を 対象とした症例検討会、研究員による研究協議の実施など
- ◆高知大学医学部寄附講座(平成31年度から5年間)による専門医、かかりつけ医等支援者の養成

② 取組の方向性と具体的な取組

(ア) 診断前から支援が受けられる仕組みづくり

診断を受けていない気になる子どもと不安を抱える親に対して、適切な相談や育児支援をできるだ け早い時期から開始するために、乳幼児健康診査の場面などから、子どもだけでなく親への支援も併 せて実施していくなど、自然な形で発達支援をスタートすることができる仕組みづくりを推進します。

- ◆乳幼児健康診査において気になる子どもの早期発見を行うため、健診従事者を対象とした研修会の 開催
- ◆気になる子どもへの発達支援と、親の不安軽減や子どもへの対応力の向上を目的とした親支援を実 施する市町村への支援
- ◆「ペアレント・メンター」の活用、「ペアレント・トレーニング」の実施などによる家族支援の充実
- ◆保育所や幼稚園の中で気になる子どもへの支援の促進
- ・「障害児等療育支援事業」や「保育所等訪問支援」などを活用した後方支援
- ・療育福祉センターと中央児童相談所の専門的な支援機能を連携させ、より効果的な支援を行うよう。 両機関の建物を一体的に整備

(イ) 発達障害に係る専門医師の養成

高知ギルバーグ発達神経精神医学センターを中心として、医師の養成・育成を促進し、県内の診療体 制を拡充強化します。

- ◆研究員(12名の医師と3名の教育関係者)を中心とする医師の養成・育成を促進し、診療体制の拡 充強化
- ・高知ギルバーグ発達神経精神医学センターを運営し、ギルバーグ教授による直接指導、県内医師を 対象とした症例検討会、研究員による研究協議の実施など

◆発達障害支援の専門的な人材養成研修(発達障害支援スーパーバイザ ー養成研修等)の実施

(ウ) ライフステージに応じた<u>一貫した</u>支援体制の構築

発達障害のある子どもに対して、医療、保健、福祉、教育及び労働などの各分野の支援者が<u>適切に</u> 役割分担し、ライフステージに応じて一貫した効果的な支援を行い、一人ひとりの状況に応じた切れ 目のない支援体制を構築します。

- ◆「高知県発達障害児者地域支援協議会」において、地域の発達障害児者の支援体制について課題を 共有し、各分野が連携して課題への対応策を検討
- ◆「つながるノート」等による支援を引き継ぐ仕組みづくり
- ※「つながるノート」: 関係機関が作成する支援計画や記録を一元化し、情報の共有及び支援会議を 通して各機関の役割分担を行うためのツール
- ③ 市町村との連携

早い段階から<u>発達の</u>気になる子どもを<u>地域で</u>支援する仕組みづくりや、<u>地域の保健、医療、福祉、</u> 教育などの関係者が連携した支援体制の構築など、市町村と連携して進めます。

④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

支援の必要な子どもがノーケアとならないよう、早期に発見し、診断の有無にかかわらず、身近な 地域で適切な支援が継続して受けられる体制の整備に向けて取り組みます。

(2) 特別な支援を必要とする医療的ケア児や重度障害児等への支援

① 現状と課題

医療的ケア (経管栄養、吸引処置、気管切開の処置、レスピレーターなど)を必要とする重度障害のある子どもについては、本人の状態、年齢、必要な医療行為など、個々に状況が異なります。また、 重症度の高い在宅の医療的ケア児の支援は保護者が中心に行っており、家族の負担が大きくなっています。

医療的ケア児の在宅生活や子どもの成長発達を支援するためには、医療、保健、福祉、教育などの 地域の関係者が連携し、個々の状況やニーズに応じた支援策が必要です。

(ウ) ライフステージに応じた支援体制の構築

発達障害のある子どもに対して、医療、保健、福祉、教育及び労働などの各分野の支援者が<u>一貫</u> <u>した観点から支援を行い、ライフステージが変わっても支援が確実に引き継がれるような仕組みをつ</u> くります。

- ◆「つながるノート」による支援を引き継ぐ仕組みづくり
- ※「つながるノート」: 関係機関で作成する支援計画や記録を一元化し、情報の共有及び支援会議を通 して各機関の役割分担を行うためのツール

③ 市町村との連携

早い段階から気になる子どもを支援する仕組みづくりや、<u>「つながるノート」の配布・活用を</u>市町 村と連携して進めます。

(2) 特別な支援を必要とする重度障害や強度行動障害のある子どもへの支援

① 現状と課題

特別な医療(経管栄養、吸引処置、気管切開の処置、レスピレーターなど)を必要とする重度障害のある子どもについては、保護者の介護にかかる負担が大きくなります。

自傷や他害などといった不適応行動の見られる強度行動障害のある子どもに対しては、一定の支援 技法を効果的かつ継続的に活用していく必要があります。 また、自傷や他害などといった不適応行動の見られる強度行動障害のある子どもに対しては、一定の支援技法を効果的かつ継続的に活用していく必要があります。

② 取組の方向性と具体的な取組

重症心身障害児や医療的ケア児など特別な支援が必要な障害のある子どもが、身近な地域で必要な 支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、教育が連携して支援体制の整備を進めるとともに、障害 児通所支援事業等の充実や、保護者の負担軽減のため、ニーズに応じたサービスの拡充を図っていき ます。

- ◆医療的ケア児について、医療・福祉のコーディネーターが相互に連携してトータルコーディネート を行う仕組みの構築
- ◆保育所等での医療的ケア児の受け入れが進むよう、加配や派遣による看護職員の配置に対する助成 (教育委員会幼保支援課) や、訪問看護師による医療的ケアに対する補助の継続
- ◆重度障害児者が利用できる短期入所事業所の拡充など、家族のレスパイト環境の整備
- ◆「高知県重症心身障害児者等支援体制整備協議会」において、医療、保健、福祉、保育、教育等の 関係機関が連携し、地域の課題や対応策について具体的な検討を進める
- ◆強度行動障害支援者養成研修を継続して実施し、強度行動障害のある子どもへ専門的な支援を行う ことができる人材を育成
- ③ 市町村との連携

事業の実施にあたっては、事業主体である市町村と連携して進めます。

④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

重度障害児、医療的ケア児、強度行動障害のある子どもなど、特別な支援を必要とする子どもとその保護者が、地域で個々のニーズに応じたサービスや支援を受け安心した生活を送れるよう、支援体制の充実に向けて取り組みます。

② 取組の方向性と具体的な取組

特別な医療を必要とする子どもや強度行動障害のある子どもを持つ家族が、在宅で生活を送ること ができるための仕組みづくりを進めていきます。

- ◆重度障害や強度行動障害のある子どもとその保護者の介護負担を軽減
- ◆強度行動障害のある子どもへ専門的な支援を行うことができる人材を育成

③ 市町村との連携

事業の実施にあたっては、事業主体である市町村と連携して進めます。

新

第4節 仕事と家庭生活の両立支援

<高知県の共働き世帯の状況>

共働き世帯の割合は全国と比べ高い傾向にあり、平成27年は全国と比較して2.8ポイント高い

<u>48.3%となっています。</u>



総務省統計局「国勢調査」

<u><育児をしている女性の有業率と育児や出産で離職した女性の割合></u>

本県の育児をしている女性の有業率は、平成24年(65.2%)から平成29年(80.5%)の5年間で大き 〈上昇しています。全国と比較しても高い傾向にあり、平成29年は全国より16.3ポイント高い状況です。

また、平成29年の出産・育児を理由に離職した女性の割合は、全国より0.4ポイント高い7.3%となっています。

		H24	H29
有業率 高知県 離職率		65.2%	80.5%
	有藥藥	(全国 10 位)	(全国 3 位)
	離職率	7.3%	7.3%
		(全国 33 位)	(全国 18 位)
全国	有難率	52.3%	64.2%
	離職率	7.9%	6.9%

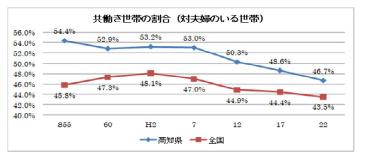
<u>総務省統計局「就業構造基本調査」</u>

第4節 仕事と家庭生活の両立支援

<高知県の共働き世帯の状況>

平成22年の共働き世帯の割合は46.7%で、全国平均の43.5%と比較して、3.2ポイント高い状況にあります。

旧



総務省統計局「国勢調査」

1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

【雇用労働政策課、県民生活・男女共同参画課、少子対策課】

急速に進む少子化が大きな社会問題となっています。その要因の一つとして、仕事と家庭の両立に対する不安や負担の増大が指摘されています。子育て家庭の不安を解消し、次世代を担う子どもたちを健全に育むために、社会全体で、仕事と家庭の両立の推進など<u>働きながら</u>子育てしやすい職場環境づくりを推進します。

① 現状と課題

平成30年度に実施した県民意識調査では、理想の子どもの数2.29人に対して、予定する子どもの数が2人を下回る結果となりました(1.93人)。理想と予定の数が乖離する理由として、経済的要因に次いで仕事と家庭の両立が難しいとした回答が多くなっています。

また、厚生労働省「H28 仕事と家庭の両立に関する実態把握のための調査」では、仕事と育児の両立の難しさで仕事をやめた理由として、「勤務時間が合いそうになかった」、「育児休業が取れそうになかった」といった回答が多くなっています。

全国の育児休業の取得率は、女性の82.2%に対して男性はわずか6.16%となっています(厚労省出30 雇用均等基本調査)。一方、子どものいる男性の3割が育児休業の取得を希望しているという調査結 果(内閣府127少子化社会に関する国際意識調査)もあることから、希望する誰もが育児休業を必要 な期間取得できるような職場環境づくりが必要となっています。

また、仕事と家庭生活の両立に資する時間単位の年次有給休暇制度の企業における導入率は、わずか18.7%に留まっています(厚労省H29 就労条件総合調査)。時間単位での休暇は、日ごろから休暇を取得しやすい職場環境の整備として有用であることから、導入の促進を図っていく必要があります。

1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

【雇用労働政策課】

急速に進む少子化が大きな社会問題となっています。その要因の一つとして、仕事と家庭の両立に 対する不安や負担の増大が指摘されています。次世代を担う子どもたちを健全に育むために、社会全 体で、仕事と家庭の両立の推進など子育てしやすい職場環境づくりを推進します。

① 現状と課題

本県の女性の就業率(15歳~64歳)は、67.8%(H24総務省就業構造基本調査)となり、男女ともに仕事と生活の両立は大きな課題となっています。

また、育児に関しても、育児休業給付受給者数は平成21年度以降増加傾向にあるが男性の取得が少ないなど、依然として低い状況です。

このため、働き方や休み方の見直し、ワーク・ライフ・バランスを推進することが必要となってい ます。

② 取組の方向性

(ア) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

地域の実情に応じ、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや、子ども・子育て支援に取り組む市町村や民間団体等と密接に連携、協力し、取組を進めます。

- ◆仕事と家庭の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な 実現方法の周知のための広報・啓発
- ◆法その他の関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発
- ◆仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間 団体の好事例の情報の収集提供等
- ◆仕事と生活の調和に関する企業における研修及びコンサルタント・アドバイザーの派遣
- ◆仕事と生活の調和や子ども・子育て支援策に積極的に取り組む企業の認証、認定や表彰制度等仕事 と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進
- ◆仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業における取組の支援

③ 具体的な取組

(ア) ワーク・ライフ・バランスの促進

◆働き方改革の意識醸成

- ・高知県働き方改革推進会議や働き方改革推進支援センターをはじめとする関係機関と連携のもと、 官民協働による取組を推進します。
- ・セミナーやキャンペーンを诵じて、企業の経営者や従業員の意識改革を進めます。
- ◆専門家派遣や人材育成による企業の制度設計のための支援
- ・働き方改革を推進させるための実践力を身につけられるように実践支援アドバイザー派遣事業等を拡充し、企業の人材育成を支援します。
- ◆先進的企業の増加・取組の横展開
- ・健康経営宣言企業等を中心に、戦略的な企業訪問を通じて、ワークライフバランス推進企業の新規 認証に向けた企業の掘り起こしを行います。
- ・モデル優良事例を県内高校新卒者の保護者や県内企業に広く P R することで、ワークライフバランス認証取得を促進させるとともに、ロールモデルの横展開を図ります。
- ◆実態調査を踏まえた効果的な支援

② 取組の方向性

(ア) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

地域の実情に応じ、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや、子ども・子育て支援に取り組む市町村や民間団体等と密接に連携、協力し、取組を進めます。

- ◆仕事と家庭の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な 実現方法の周知のための広報・啓発
- ◆法その他の関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発
- ◆仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間 団体の好事例の情報の収集提供等
- ◆仕事と生活の調和に関する企業における研修及びコンサルタント・アドバイザーの派遣
- ◆仕事と生活の調和や子ども・子育て支援策に積極的に取り組む企業の認証、認定や表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進
- ◆仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業における取組の支援

③ 具体的な取組

(ア) ワーク・ライフ・バランスの促進

◆広報活動

- ・<u>広報誌の発行により、仕事と家庭の両立支援やワーク・ライフ・バランスの取組等を周知するとと</u> もに、国と連携した広報活動を実施する。
- ・出産後の女性の再就職促進のための補助制度を企業に周知し、女性の「再就職を促進する。
- ◆ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の好事例の情報の収集提供
- ・次世代育成支援の認証企業をホームページ等で紹介することで、ワーク・ライフ・バランスに取り 組む企業の増加を促進する。
- ◆研修及びコンサルタント・アドバイザーの派遣
- ・関係部局と連携した、セミナー開催や企業へのアドバイザー派遣によって、企業におけるワーク・ ライフ・バランスの取組を推進する。
- ◆仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進
- ・次世代育成支援企業を認証し、ホームページや広報誌に掲載することで、ワーク・ライフ・バランスを実現している企業の社会的評価の向上を図る。

- ・労働環境等実態調査により、浮き彫りとなった課題に対する効果的な支援を検討し、推進します。
- ◆広報活動
- ・家庭における男女共同参画の推進について、男女共同参画センター「ソーレ」における広報・啓発活動を強化します。
- ・女性就労支援事業について、テレビ・ラジオ等の県の広報媒体や市町村広報誌などを通じて広報活動を実施します。
- (イ) 女性の活躍の視点に立った取組の推進
- ◆高知家の女性しごと応援室に蓄積した女性の就労ニーズを活かし、求人開拓や働きやすい職場づくりに向けた企業支援を強化します。
- ◆経済団体等と連携し、働きながら子育てしやすい職場環境づくりに向けたセミナー等を実施します。
- (ウ) 働きながら子育てしやすい職場環境づくり
- ◆高知県少子化対策推進県民会議をはじめとする関係機関や「高知家の出会い・結婚・子育で応援団」 登録企業・団体等との連携のもと、官民協働による取組を推進します
- ◆企業・団体における子育て支援やワーク・ライフ・バランスの取組を後押しするため、優良事例の紹介による取組の横展開や社会全体での機運の醸成に取り組みます。
- ◆「育児休暇・育児休業の取得促進」や「時間単位年次有給休暇の導入」などの具体的なテーマを設定し、企業の取組を支援します。
- (エ) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ◆市町村と連携を図りつつ、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。
- ④ 計画期間内(5年後)に目指す姿
- ◎育児休業について、5年後には、男性〇%、女性〇%の取得率を目指します。
- ◎時間単位での年次有給休暇制度について、5年後には、○%の導入率を目指します。

- ◆仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の支援
- ・子育て等をしながら、働き続けることができる職場づくりを行う企業を、国と連携して支援する。
- ・出産後の女性の再就職促進のための補助制度により、女性の再就職に積極的に取り組む企業を支援 する。

(イ) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

市町村と連携を図りつつ、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。